

水産業の振興に関する基本的な計画

平成26年10月

宮 城 県

目 次

I 計画の策定趣旨と位置づけ	1
(1) 計画を取り巻く状況と経過	1
(2) 「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本理念	2
(3) 新たな「水産基本計画策定」にあたっての趣旨	3
(4) 計画の推進	4
II 計画期間	5
III 計画策定にあたっての視点	6
(1) 復旧・復興に向けた取組の継続と強化	6
(2) 新たな水産業の創造	7
IV 「新たな水産業の創造」に向けた重点施策	8
(1) 水産業の早期再開に向けた支援	8
(2) 水産業の集積地域、漁業拠点の再編整備	10
(3) 競争力と魅力ある水産業の形成	11
① 強い経営体の育成と後継者対策の強化	
② 水産都市の活力強化	
(4) 安全・安心な生産・供給体制の整備	14
V 地域における施策の展開	15
(1) 水産業集積拠点地域（沖合遠洋漁業の拠点地域・水産都市）	15
(2) 沿岸漁船漁業・養殖業の拠点地域・漁村地域	17
VI 分野別復興計画	20
(1) 漁港・漁村	21
① 被災状況及び現況	
② これまでの実績と課題	
③ 対応の方向	

(2) 漁場・資源	24
① 被災状況及び現況	
② これまでの実績と課題	
③ 対応の方向	
(3) 養殖業	27
① 被災状況及び現況	
② これまでの実績と課題	
③ 対応の方向	
(4) 漁船漁業	32
① 被災状況及び現況	
② これまでの実績と課題	
③ 対応の方向	
(5) 流通・加工	37
① 被災状況及び現況	
② これまでの実績と課題	
③ 対応の方向	
(6) 漁業経営	42
① 被災状況及び現況	
② これまでの実績と課題	
③ 対応の方向	
(7) 試験研究	47
① 被災状況及び現況	
② これまでの実績と課題	
③ 対応の方向	
(8) 原子力発電所事故による影響への対応	52
① 被災状況及び現況	
② これまでの実績と課題	
③ 対応の方向	

Ⅶ 数値目標	55
---------------	----

Ⅷ 参考資料	57
---------------	----

(1) 本県水産業の被害状況について	57
(2) 宮城県産業振興審議会委員名簿	60
(3) みやぎ海とさかなの県民条例	61

I 計画の策定趣旨と位置づけ

本県沿岸域に壊滅的な被害をもたらした東日本大震災から水産業の復旧・復興を果たすため、「宮城県水産業復興プラン」に基づき、これまで生産基盤の整備を中心に取り組んできました。

震災から3年が経過しましたが、水産業の復旧・復興は道半ばであり、復旧に向けた取組を一層加速するとともに、本格的な復興に向けた取組を強化していくことが求められています。

このため、国・県・市町村・関係団体・関係者などが総力を結集し、本県水産業の抜本的な再構築により、本県水産業が震災前以上に発展できるよう、「水産業復興プラン」を見直し、新たな「水産業の振興に関する基本的な計画」を策定しました。

これらの施策の実施にあたっては、市町村や国の諸施策はもとより、県の商工業などの各産業分野の取組と効率的な連携を図り、水産業の早期復旧・復興を確実に効果的に推進します。

(1) 計画を取り巻く状況と経過

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）は、大津波を伴い、本県の水産業を支える多くの尊い人命を一瞬にして奪い去るとともに、各浜の集落はもとより県下142の漁港、数多くの漁船、定置網や養殖施設、さらには流通・加工機能を含む一切の生産基盤を破壊し、本県沿岸域の水産業に壊滅的な被害をもたらしました。その被害額は、6,900億円と極めて甚大なものとなっています。

これまで本県の水産業は全国第2位を誇る漁業生産量を背景に、日本全国に良質な水産物を安定的に供給する役割を担ってきました。また、漁獲、水揚げ、加工、そして流通の各段

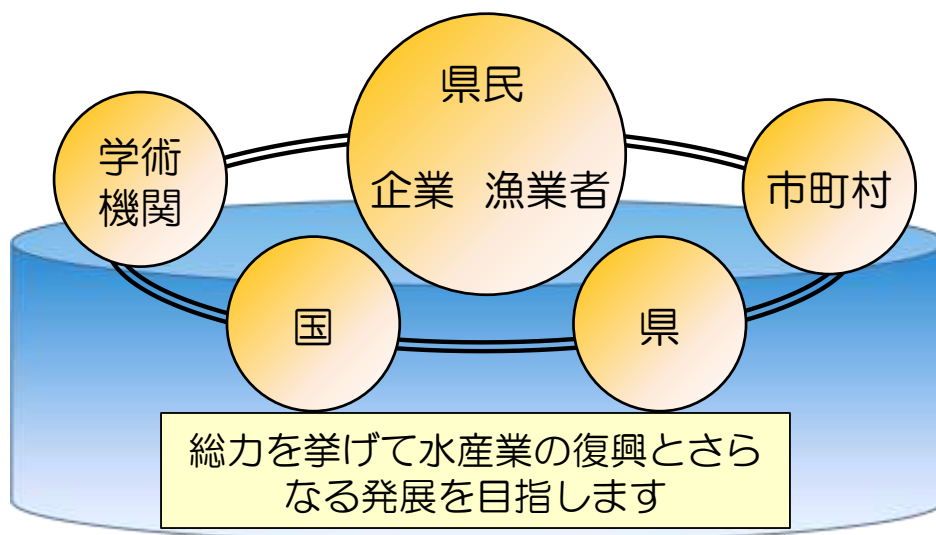
階で多種多様な産業を構築するなど、水産業は本県経済、とりわけ沿岸地域の振興に重要な役割を果たしてきました。本県水産業の復興を成し遂げることは、沿岸域の再生に必要不可欠であるとともに、我が国の水産業を支える上でも大変重要です。

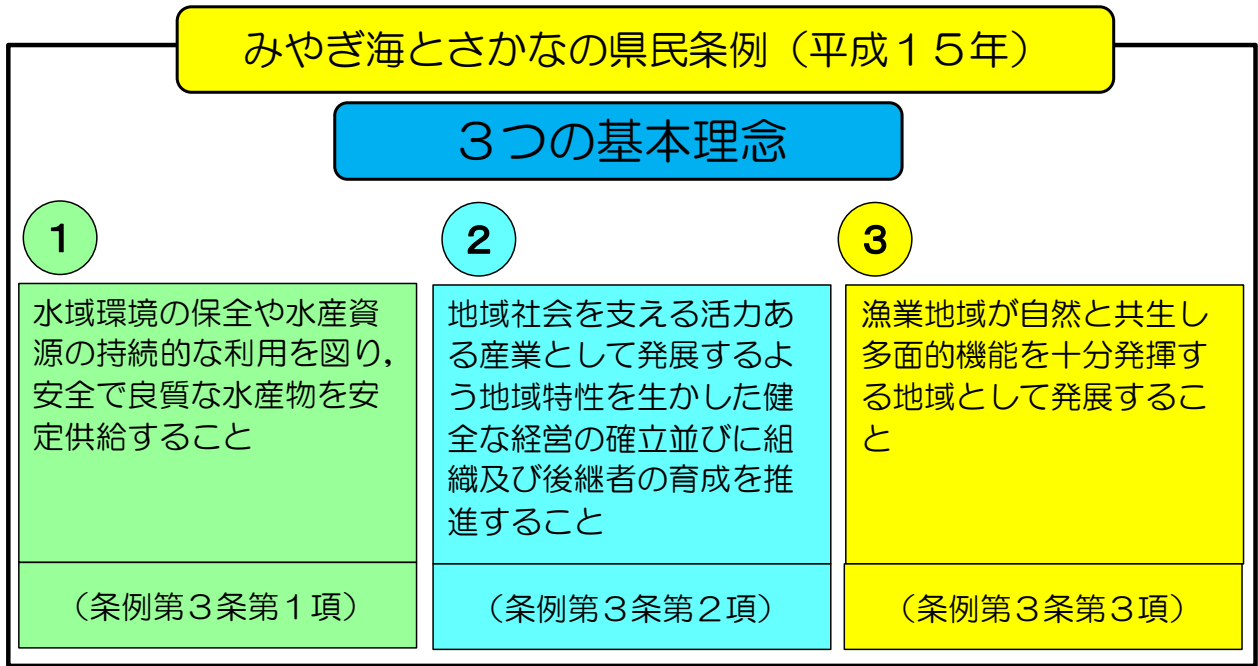
このため、県では平成 23 年 10 月、新たに「宮城県水産業復興プラン（以下「水産業復興プラン」という。）」を策定し、「宮城県震災復興計画」（平成 23 年 10 月策定）における水産業分野の個別復興計画に位置づけ、水産業の復旧・復興のための施策を展開してきました。

（2）「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本理念

平成 15 年に制定された「みやぎ海とさかなの県民条例」は、3つの基本理念を柱としています。平成 16 年に策定した「水産業の振興に関する基本的な計画（以下「水産基本計画」という。）」では、この理念の実現に向けて、県、水産業者等、県民が果たす役割を明確にし、それぞれの連携と相互理解を進めながら計画に基づいた施策を展開してきました。

新たな「水産基本計画」は、本県水産業が早期に復旧・復興を成し遂げることを目的とし、復興の担い手である漁業者、水産関係業者一人ひとりが復興への役割を自覚し主体となるとともに、国・県・市町村・関係団体等の多様な主体が総力を結集し、連携を深めながら、条例の基本理念も念頭におき、本県水産業の復興とさらなる発展を図ることとします。





（3）新たな「水産基本計画」策定にあたっての趣旨

本県水産業の復旧・復興は道半ばであり、震災以降「水産業復興プラン」に基づいて実施してきた各種施策の継続が重要ですが、一方で復興のためには、これまでの施策に加え、新たな視点で取り組むべき課題も多くなると想定されます。

新たな「水産基本計画」は、平成16年に策定した基本計画が10年間の終期を迎えることから、平成26年度からの計画として策定するものですが、本県水産業の早期復旧と復興を成し遂げるため、現在の「水産業復興プラン」をベースとして内容を一部見直し、復興に向けた基本的な考え方や方向性を示すとともに、具体的な施策を定めた上で新たな「水産基本計画」として策定しました。

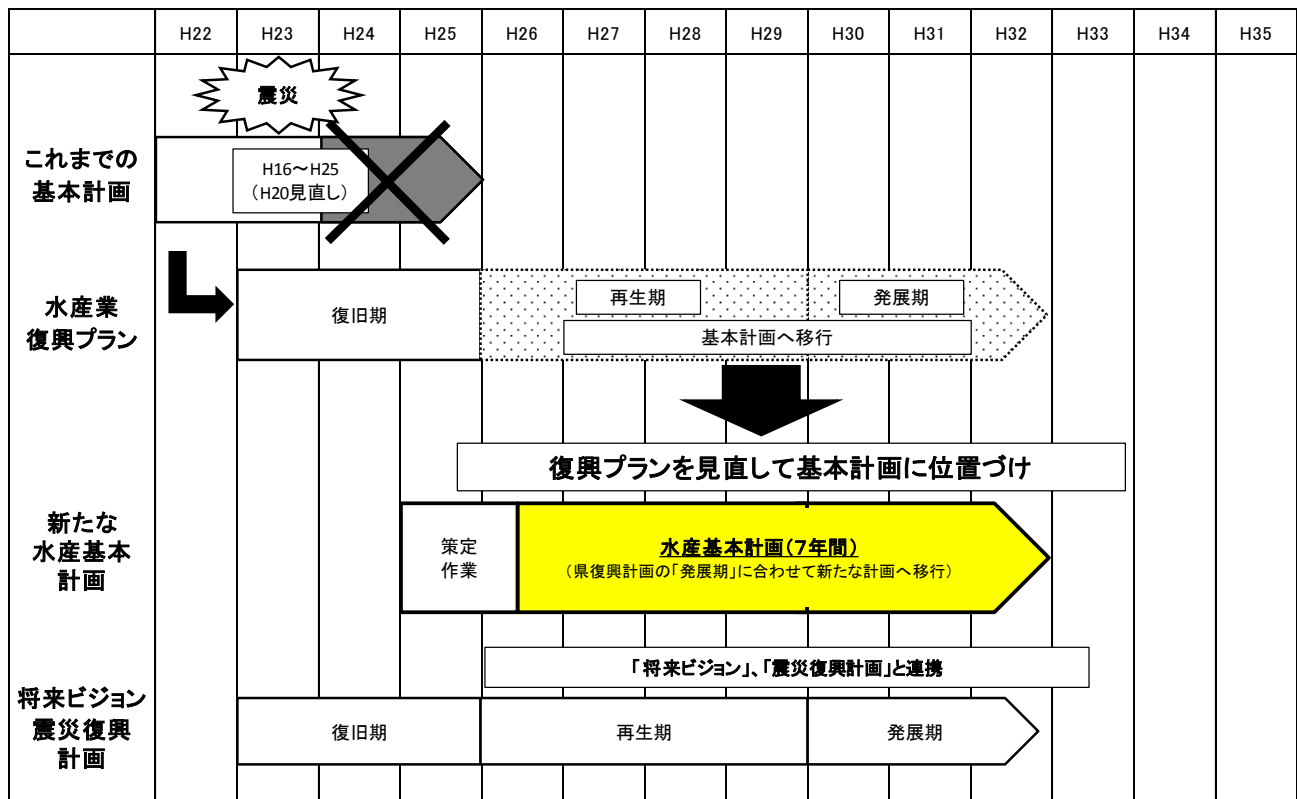
今後は、この「水産基本計画」に基づき、「宮城県震災復興計画」、「宮城の将来ビジョン」とも連携を図りながら、本県水産業の早期復旧・復興に向け、様々な施策を展開していきます。

(4) 計画の推進

水産業は沿岸地域の基幹産業であり、被災地域における産業復興と雇用など地域経済に大きな影響を与えることから、この「水産基本計画」に基づく各施策の展開にあたっては、市町村の復興再生に向けた取組や、県の農林業、食産業などの商工業、環境関連産業などの各産業分野における復旧・復興に向けた取組と協調・連携して取り組みます。

また、産業復興創造戦略や水産基本政策など、国の諸施策とも効率的な連携を図り、本県水産業の早期復旧・復興を確実に効果的に推進します。

「水産業の振興に関する基本的な計画」策定の流れ



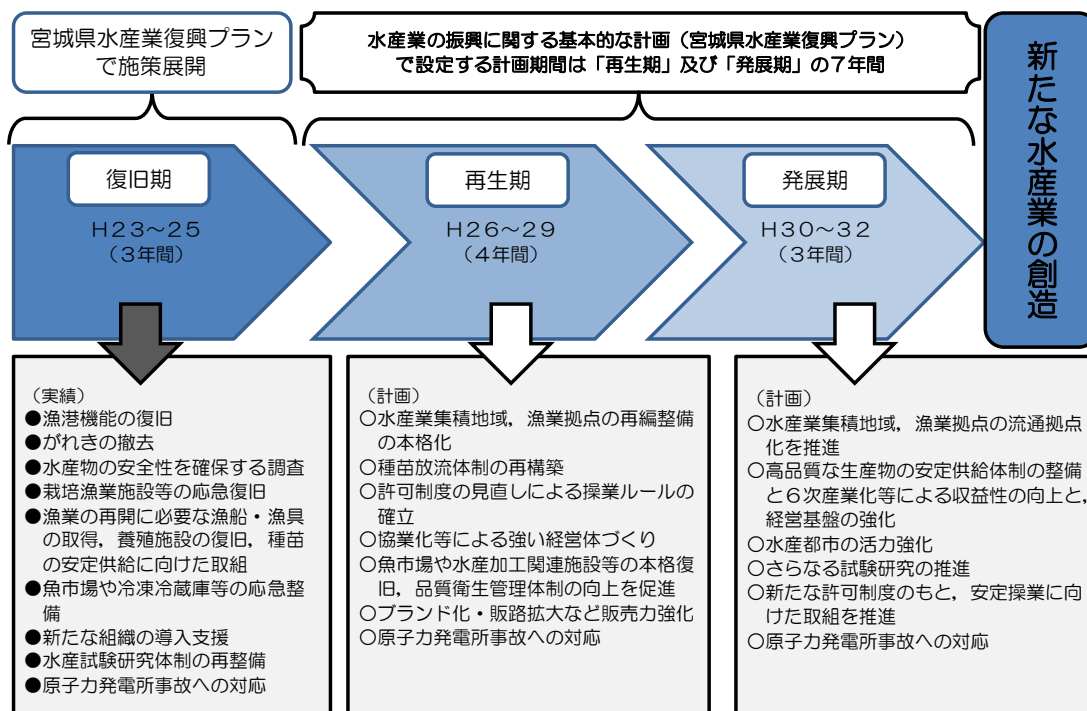
II 計画期間

新たな「水産基本計画」の計画期間は、平成26年度から平成32年度までの7年間とし、平成26年度から平成29年度までを「再生期」、平成30年度から平成32年度までを「発展期」とします。

「水産業復興プラン」では、復興までの期間を概ね10年間と設定し、「宮城県震災復興計画」とも連動しながら、「復旧期」（平成23-25年度の3年間）、「再生期」（平成26-29年度の4年間）、「発展期」（平成30-32年度の3年間）に区分し、取組を進めてきました。

平成26年度から「再生期」に入りますが、復旧・復興の取組は道半ばであり、施策の継続性が求められていることから、新たな「水産基本計画」の計画期間は、「水産業復興プラン」に定めた「再生期」の初年度である平成26年度から「発展期」の最終年度である平成32年度までの7年間として設定しました。

また、本計画では、「再生期」の最終年度までに震災前の状況に戻し、その後の「発展期」において震災前以上の競争力と魅力ある水産業の実現を図ることとしています。今後の復興に向けた取組の進捗状況や国内外の社会経済情勢の変化に対応するため、「発展期」への移行時に、施策や取組の成果などを検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。



Ⅲ 計画策定にあたっての視点

再生期から発展期を通じ、水産業の早期復旧に向けた取組を一層促進するとともに、水産業集積拠点や漁港整備の本格化、経営の安定化・効率化、販路回復などに向けた取組を強化し、水産都市・漁港地域全体の活性化を図り、競争力と魅力ある水産業の実現によって本県水産業の復興を成し遂げます。

加えて、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた本県水産業の復興は、個々のレベルでの対応は困難であり、また、就業者の減少や高齢化など震災前から抱える問題は、単なる「原形復旧」では解決が困難であることから、「新たな水産業の創造」を目指し、関係者が一丸となって本県水産業の抜本的な再構築に取り組みます。

(1) 復旧・復興に向けた取組の継続と強化

県では、平成25年度までを「復旧期」として被災者支援を中心に生活支援や生産基盤、経営基盤の復旧に取り組んできましたが、生産が再開できていない事業者もあり、漁港や漁船・養殖施設、冷凍冷蔵などの共同利用施設など生産基盤の整備の継続が求められています。

このことから、新たな水産基本計画では、早期復旧に向けた取組を一層促進するとともに、地域の要望を踏まえた災害に強い沿岸の基盤整備、種苗生産の強化など水産資源の造成、強い経営体の育成や後継者対策の強化などに取り組むほか、魅力ある水産加工品の商品開発などによる販売力の強化や、福島第一原子力発電所事故による影響への対応も強化します。

特に、「再生期」には水産業集積拠点や漁港整備の本格化、経営の安定化・効率化の実現を図ります。また、生産の再開が順次進み、生産量が回復する一方で、販路の喪失や原発事故の風評被害などにより、販売量・販売価格が震災前の水準に戻らない現状があることから、県産水産物及び水産加工品の販路回復に向けた取組を強化します。

「発展期」には「再生期」における取組と成果をより充実発展させながら、水産都市・漁港地域全体の活性化を図り、競争力と魅力ある水産業の実現によって本県水産業の復興を成し遂げます。

(2) 新たな水産業の創造

本県水産業は、東日本大震災により、水産業関連基盤はもとより、あらゆる社会生活基盤・機能までもが壊滅的な被害を受けました。

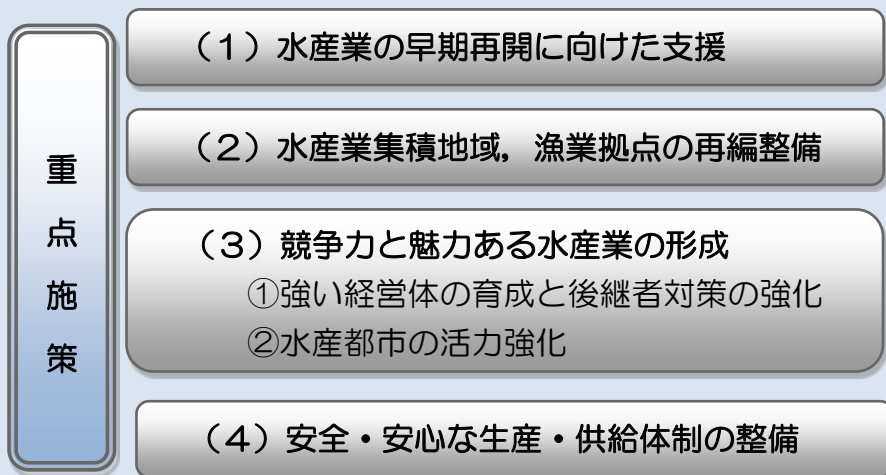
未曾有の震災からの復旧・復興は、地方自治体・個人・民間事業者の個々のレベルによる対応は困難であり、社会生活基盤を失った地域生活者の視点から見ても、また、水産業における高齢化や新規就業者の状況から見ても、単に元に戻す「原形復旧」という姿勢では、震災前からの課題は解決されず、本県水産業が衰退し、沿岸地域の活力が低下することは明らかな状況にあります。

このことから、「水産業復興プラン」においては、震災による壊滅的な被害から早急に復旧を遂げ、震災前以上に発展することができるよう、単なる原形復旧ではなく「新たな水産業の創造」を基本的な考えとし、施策を進めてきました。

新たな「水産基本計画」においてもこの考え方を踏襲し、水産業の早急な復旧を果たす一方で、漁港機能の強化、6次産業化などによる競争力のある強い経営体の育成、魚市場の衛生高度化、新たな付加価値の創出などによる流通加工業の復興、水産都市活力強化など、新たな考え方や取組を積極的に取り入れ、復興の担い手である個人・民間事業者・地方自治体及び国など関係者が一丸となって、本県水産業の抜本的な再構築に取り組みます。

IV 「新たな水産業の創造」に向けた重点施策

本県水産業の復興にあたっては、新たな水産業の創造の視点を踏まえ、次の4つの施策を重要施策として展開していきます。



(1) 水産業の早期再開に向けた支援

水産業の早期再開に向け、漁船漁業や養殖業については、事業の継続により、漁船・漁具、養殖施設などの復旧整備を引き続き支援します。

流通・加工業については、魚市場の衛生高度化や共同利用施設の整備促進、事業者の早期再開に向けた支援を継続し、流通・加工機能の一層の回復を図ります。

県ではこれまで、漁船漁業・養殖業の早期再開に向け、緊急対応として漁港・漁場のがれき撤去など船舶の航行・係留や漁場の生産力を回復するための取組を実施してきました。また、復旧期の3年間で生産基盤の復旧を図るべく、漁船漁業においては、漁船や漁具の取得支援を行い、水産資源の維持については、種苗放流支援や津波により被災したサケ増殖施設などの栽培漁業施設の復旧を進めてきました。

養殖業においては、水産物の安全性を確認するための海洋環境調査などを実施するとともに、再開に不可欠な施設の復旧、種苗の確保や資材の取得を支援し、採苗から生産物の出荷

まで一連の生産サイクルの回復を図ってきました。

加えて、被災漁業者が事業を再開できるまでの間、緊急雇用対策として漁場生産力の回復を図るため、漁業者自らが行ったがれきの撤去などを支援するとともに、借入金の償還などに係る負担軽減や、有利な資金調達などが可能となるよう金融面での支援も行ってきました。

また、水産都市の基幹産業である流通・加工業についても、魚市場の応急復旧や共同利用施設の応急整備を行い、水揚機能の回復を進めるほか、事業者の再建支援に取り組んできました。

これらの取組により、復旧は概ね順調に進んでいますが、再開を希望している漁業者の一部は復旧を果たしておらず、また、未だ事業再開に至っていない水産加工業者も多く存在しています。

このことから、漁船漁業や養殖業については、復旧事業の継続により、漁船・漁具、養殖施設などの整備を引き続き支援します。

流通・加工業については、魚市場の衛生高度化や共同利用施設の整備促進、事業者の早期再開に向けた支援を継続し、流通加工機能の一層の回復を図ります。

実施済の取組

魚市場の応急整備



がれきの撤去



今後も支援すべき取組

漁船・漁具・養殖施設等の復旧



養殖種苗の確保



海洋環境調査



水産加工施設の復旧整備



(2) 水産業の集積地域、漁業拠点の再編整備

壊滅的な被害を受けた県内142漁港全ての本格復旧完了を目指します。特に気仙沼、石巻、塩釜の3漁港に女川と志津川を加えた5漁港を最重点漁港に位置づけ、競争力のある本県水産業の集積拠点として再構築を図ります。

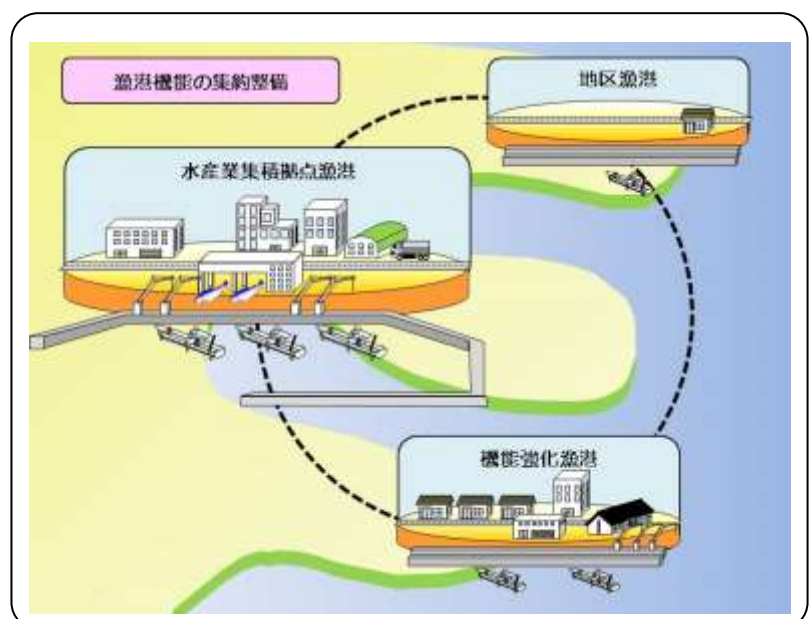
また、地域の合意を踏まえた防潮堤の整備、漁港漁村の多面的機能の発揮に資する取組を推進し、漁村の活性化や活力強化に努めます。

壊滅的な被害を受けた県内142漁港の全てにおいて、漁業者などと協議を行いながら復旧に着手しています。これまでに全ての漁港で応急復旧のための仮工事を行うとともに、多くの漁港で本格復旧工事に着手していますが、漁港及びその背後地は、水揚げはもとより漁船漁業・養殖業の様々な作業を行うための重要な施設であることから、いち早く本格的な漁業活動が再開できるよう、全漁港の本格復旧完了を目指し事業を進めます。

また、「特定第3種漁港」の気仙沼、石巻、塩釜の3漁港に女川と志津川を加えた5漁港は、魚市場などの流通機能や水産加工業が集積し、沖合・遠洋漁業の基地港であるとともに、周辺の漁港からの水産物が集積されることから最重点漁港に位置づけ、漁港とその背後地を

一体的に整備した上で、冷凍・冷蔵施設や水産加工施設の整備や事業者の再建支援に取り組みながら、競争力のある本県水産業の集積拠点として再構築を図ります。

一方、漁港背後地や漁村集落を守るための防潮堤の復旧整備については、漁村集落と県民の財産を



守ることを念頭に、地元による合意形成に努めながら整備を推進します。加えて、漁村集落の再生や多面的機能の発揮に資する取組を推進し、漁村の活性化や活力強化に努めます。

(3) 競争力と魅力ある水産業の形成

競争力と魅力ある水産業の形成に向け、「強い経営体の育成と後継者対策の強化」、「水産都市の活力強化」に関する取組を推進します。

①強い経営体の育成と後継者対策の強化

漁業種類ごとの経営モデルの検討、6次産業化などの取組支援、新規就業者の確保や後継者育成などの取組を進め、競争力のある漁業の復活、成長産業への転換を目指します。

②水産都市の活力強化

生産段階だけでなく水産加工などに携わる経営体の体質強化、関連産業の集積・高度化を推進し、水産業が地域の総合産業として飛躍するよう努めます。併せて、水産物や水産加工品のブランド化、産学官の連携などによる付加価値向上の取組や流通促進、販路確保・拡大に向けた取組を強化し、水産都市の活力強化を図ります。

①強い経営体の育成と後継者対策の強化

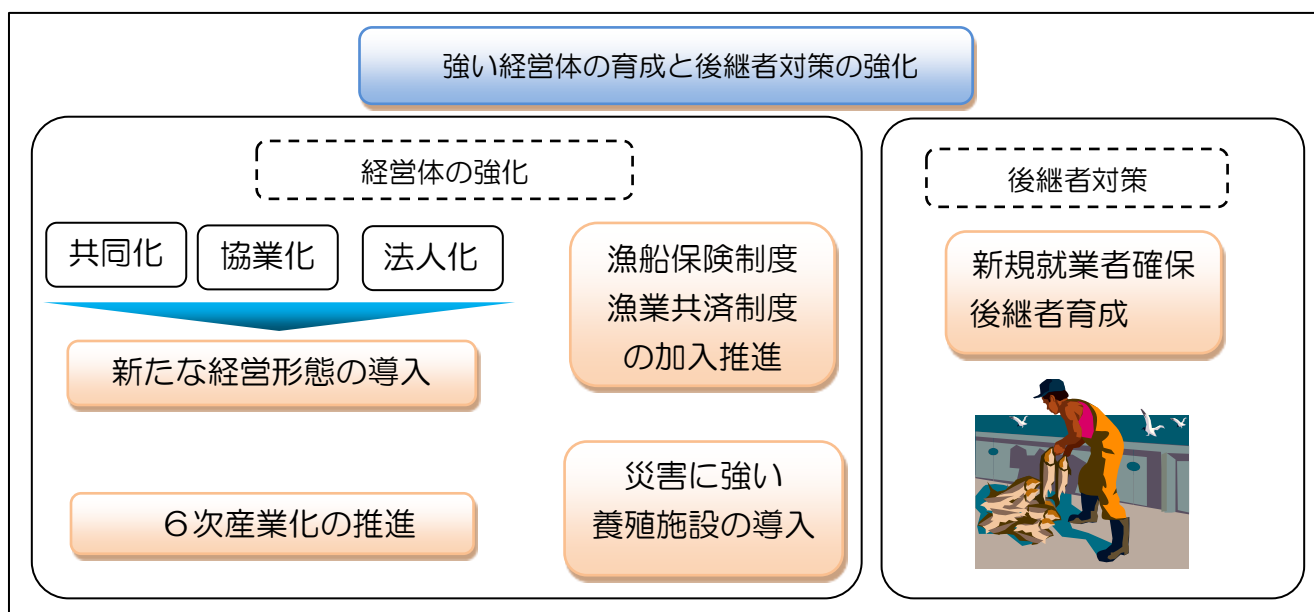
漁船漁業・養殖業などの経営体の強化を図るため、個別の再開が難しい漁業者に対し、共同化・協業化、法人化などによる操業再開や経営安定化に向けた取組を支援してきました。また、民間資本を導入した漁業者団体が漁業権の免許を直接受けることができる水産業復興特区制度の活用を支援しました。

今後とも、強い経営体育成のため、漁業者自らによる経営の協業化、法人化など新たな経営形態の導入に向けた取組を支援するとともに、漁業種類ごとの経営モデルなどを検討し、経営の安定化や収益性の高い生産体制の再構築に取り組みます。

また、漁業経営体の経営改善・体質強化を図るためには、生産だけでなく加工・販売に関する取組を推進する必要があるため、民間企業の資本、技術、経営のノウハウなどの活用や漁業者団体等と連携し6次産業化を推進します。

さらに、災害や燃油価格の高騰など外部環境の変化に強い経営体を育成するため、漁業経営セーフティネットとなる漁業共済制度への加入はもとより、漁業経営安定対策制度の活用を一層推進し、併せて、災害に強い養殖施設の導入などに取り組みます。

加えて、新規就業を促進し、将来の担い手の漁業への参入を推進するとともに、後継者育成などの取組を進め、資源の維持管理や経営的視点に優れ、地域漁業の中核的な役割を担う人材を育成し、競争力のある漁業の復活、成長産業への転換を目指します。

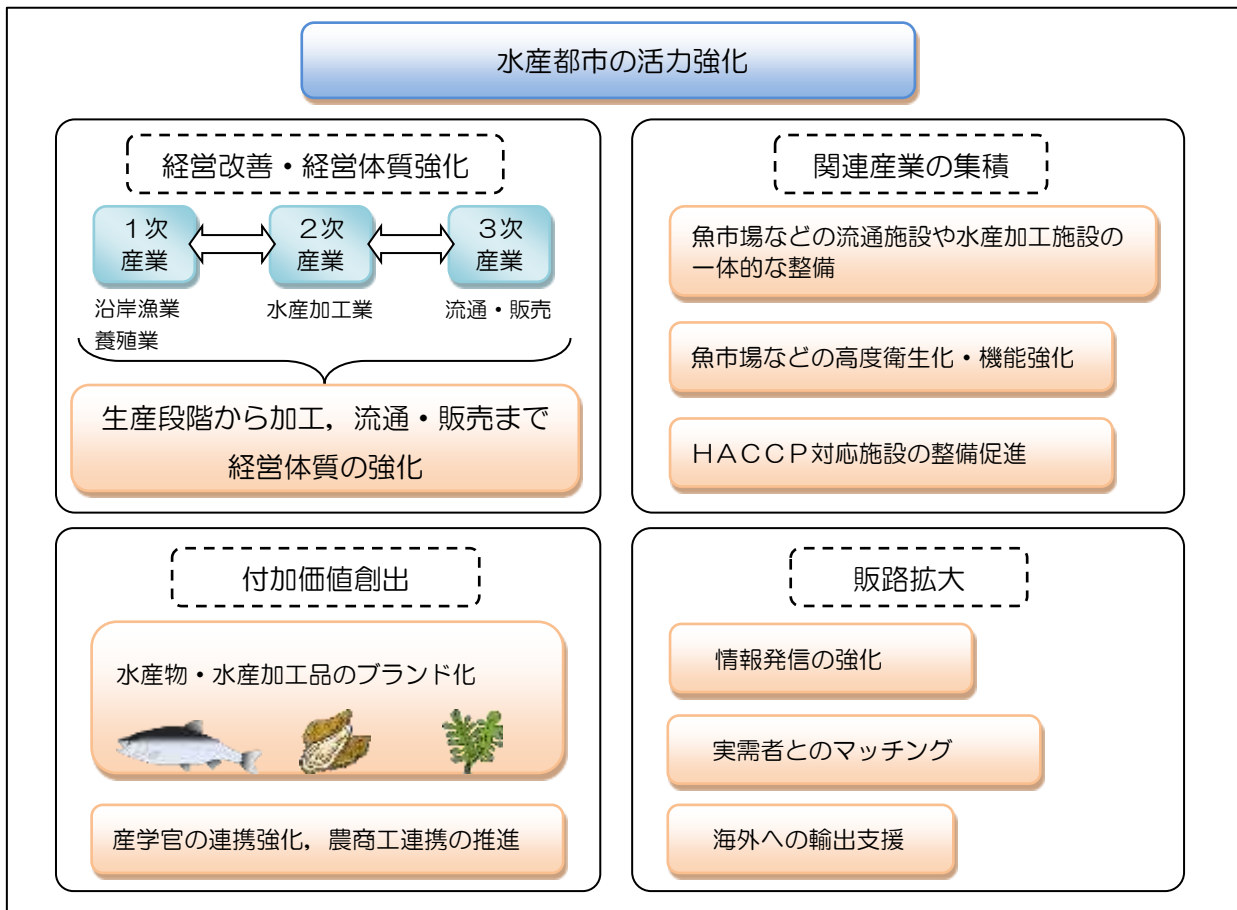


②水産都市の活力強化

漁船漁業・養殖業など一次産業の経営改善に加え、水産加工業などの二次産業、流通・販売などの三次産業においても経営体質の強化を図る取組を支援します。

また、水産業が地域の総合的な産業として飛躍するため、関連産業の集積・高度化を進め効率的な水産業の発展を図るとともに、水産物・水産加工品のブランド化、産学官の連携強化による新たな付加価値の創出などの取組を支援します。

さらに、産地水産物や県内の水産加工品の情報を県内外へ発信し、実需者とのマッチングの強化などにより流通促進、販路確保・拡大に向けた取組を強化するとともに、HACCP対応施設の整備や有望な市場である海外への輸出拡大などにも取り組めます。



- HACCP（ハサップ、Hazard Analysis and Critical Control Point の略）
食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点（Critical Control Point）を定め、これを継続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。（厚生労働省より）

(4) 安全・安心な生産・供給体制の整備

福島第一原子力発電所事故への対応を強化し、県民の不安解消、風評被害の防止、水産物のさらなる安全性と信頼性の確保に努めます。また、被災前以上に衛生管理の高度化を進め、安全・安心な水産物の供給体制の整備を図ります。

福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質が本県水産業に与える影響が懸念されていることから、国の機関などが実施する環境調査に加え、県内で水揚げされる水産物の検査体制・管理体制を強化するとともに、その調査結果については、記者発表や県ホームページなどで公表し、県民の不安解消、風評被害の防止に努めてきました。これらの取組を強化し、水産物のさらなる安全性と信頼性の確保に努めます。

一方、復旧・復興が進み、漁業、水産加工業が再開を果たすなど、生産量が震災前のレベルにまで戻りつつある中で、原子力発電所事故に伴う風評被害や長期休業などが原因でこれまでの販路が失われるなど、販売不振や価格の低迷が大きな課題となっています。こうした問題を解決するため、安全性のPR活動はもとより、販路確保・拡大に向けた取組、新たな養殖対象種の開発研究や魅力ある新商品開発への支援など、あらゆる力を結集し、水産みやぎの復活を遂げられるよう積極的な事業展開を図ります。

加えて、新たな鮮度保持施設などの導入を積極的に推進し、被災前以上に衛生管理の高度化を進め、安全・安心な水産物の供給体制の整備を図ります。

V 地域における施策の展開

本県は魚市場などの流通機能や水産加工業が集積し、水産業が基幹産業となっている水産都市と、漁船漁業や養殖業が生業の核となり地域コミュニティが形成されている漁村地域があり、これらの地域特性を踏まえた復興を進めていくことが重要です。

水産都市においては、漁業生産と一体的な流通・加工業の復興に努め地域の産業として競争力のある水産業の再構築を図ります。

一方、漁村地域においては、漁業者を中心としたコミュニティを再生するとともに、それぞれの地域で特色のある漁船漁業・養殖業が復興し、これまで以上に漁村地域が活性化されるよう努めます。

(1) 水産業集積拠点地域（沖合遠洋漁業の拠点地域・水産都市）

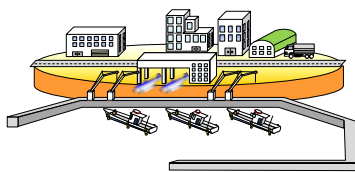
水産業集積拠点である気仙沼、石巻、塩釜、女川、志津川の5地域は、沖合・遠洋漁業を含む漁船漁業の基地であるとともに、魚市場などの流通機能や水産加工業が集積している水産都市で、水産業が基幹産業となっています。

この地域では、漁業生産と流通・加工業の一体的な復興が果たされなければなりません。そのため、沖合・遠洋漁業などの持続的・安定的な漁業経営の確立に向けた取組を推進するとともに、魚市場などの流通施設や水産加工施設の整備や水産加工関連事業者の再建支援、関連産業の集積化、地域内での新たな付加価値の創出、販路の拡大などの取組を強化します。

これらの取組により、地域の総合産業として競争力のある水産業の再構築を図り、水産物の全国流通にも大きな役割を果たしてきた本県の水産都市が、魅力と活力ある地域としてこれまで以上に発展できるよう努めます。

水産業集積拠点地域（沖合遠洋漁業の拠点地域・水産都市）

漁港

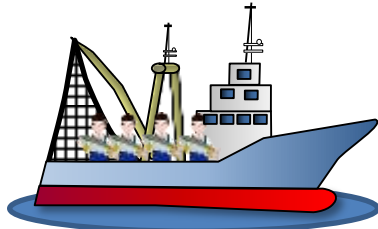


漁港整備の本格化

災害に強い漁港整備

水産業の集積拠点化

沖合・遠洋漁業



操業コストの削減，漁獲物の高付加価値化

乗組員確保・幹部船員の養成

新たな操業形態の検討・代船建造

持続的・安定的な
漁業経営の確立

魚市場



高度衛生管理市場の整備

漁船誘致の推進

原料の安定確保

水産物受入体制の強化

流通・加工



冷凍冷蔵施設や加工施設の早期復旧

水産加工流通業の集積・団地化

地域内で新たな
付加価値の創造

産学官の連携強化

産地水産物のブランド化

消費者・実需者ニーズに対応した商品開発

販売確保・拡大に向けた取組強化

水産物の安全性と消費者の信頼性確保に向けた取組強化

流通・加工機能の回復

地域の総合産業として
競争力のある水産業
の再構築

水産都市の活力強化

安全・安心な水産物の供給

(2) 沿岸漁船漁業・養殖業の拠点地域・漁村地域

漁業の基盤である漁村は、漁港を中心に住民の生産・生活の場が広がり、漁船漁業や養殖業を生業の核として、地域のコミュニティが形成されてきた地域です。

また、本県沿岸部は、北部は複雑な屈曲を有するリアス式海岸、南部は松島湾周辺を除いて平坦な砂浜海岸が形成されるなど地域的な変化に富んでおり、カキ、ワカメ、ホタテ、ギンザケ、ノリなどの養殖業やサケ、タラ、カレイなどを対象とした刺網、小型機船底びき網などの漁船漁業がそれぞれの地域の特性に合わせて営まれてきました。

これらの地域は、存在基盤である漁村における漁業者のコミュニティが中核となり、各市町による土地利用の方向性や背後集落の復興に向けた対応も考慮しつつ、地域の特性を踏まえた復興を進めていくことが重要です。

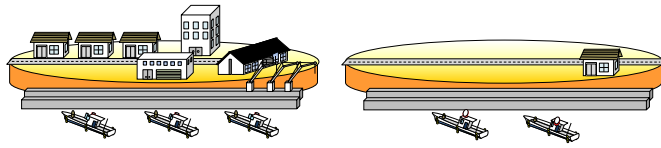
そのため、漁業種類ごとの経営モデルや地区ごとの漁業経営のあり方などについて検討し、経営の安定化や収益性の高い生産体制の再構築を図るほか、災害に強い漁村づくりを推進していきます。

また、個別経営としての復興には課題も多いことから、共同化・協業化など経営安定化に向けた取組を支援するとともに、地域特性を活かした復興を図るため、地域資源の再発見や他地域との連携などを含めた漁村の6次産業化などの取組も推進していきます。

これらの取組により、地域毎に特色ある漁船漁業・養殖業が復興し、漁村地域がこれまで以上に活性化されるよう努めます。

沿岸漁船漁業・養殖業の拠点地域・漁村地域①（養殖業）

漁港



漁港整備の本格化

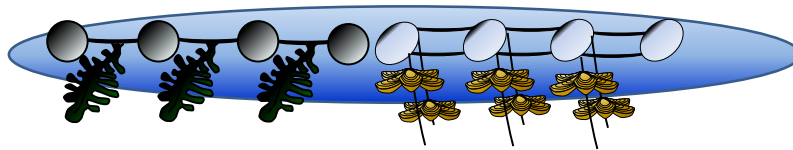
水揚機能、生産物処理機能の充実

防災機能の強化、減災対策の推進

災害に強い漁港整備

漁村コミュニティの再生

漁場



がれき撤去の推進

漁場機能の回復

藻場・干潟造成の推進

海域環境の改善

水質調査・貝毒監視など安全・安心対策の強化

漁場生産力の回復

養殖業



養殖施設などの生産基盤の早期復旧

操業の再開

種苗の安定確保

生産技術の強化

生産技術の向上

養殖種類ごとの経営モデルの検討
漁業地区ごとの経営のあり方検討

経営の安定化

協業化などによる強い経営体づくりの推進

ブランド化・6次産業化の推進

販売力の
強化

収益性の高い生産体制
の再構築

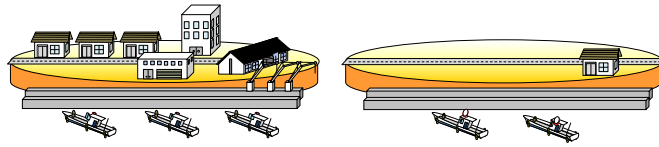
高品質な養殖生産物の供給

水産物の安全性と消費者の信頼性確保に向けた取組強化

安全・安心な水産物の供給

沿岸漁船漁業・養殖業の拠点地域・漁村地域②（沿岸漁船漁業）

漁港



漁港整備の本格化

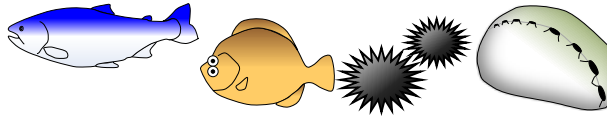
水揚機能，生産物処理機能の充実

防災機能の強化，減災対策の推進

災害に強い漁港整備

漁村コミュニティの再生

漁場



がれき撤去の推進

漁場機能の回復

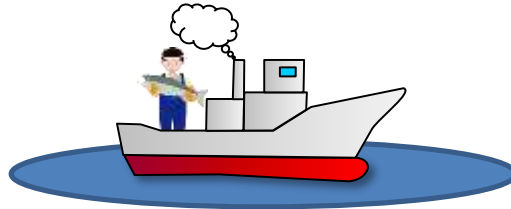
藻場・干潟造成の推進

海域環境の改善

水質調査・資源調査などの強化

漁場生産力の回復

漁船漁業



漁船・漁具などの生産基盤の早期復旧

操業の再開

種苗の確保・放流

種苗生産体制の再構築

水質調査・資源調査などの強化

水産資源の維持増大

将来を見据えた許可制度の見直し

資源管理の推進・密漁対策の強化

収益性の改善による
漁業経営の安定化

産地水産物のブランド化

販売力の
強化

高品質な水産物の供給

水産物の安全性と消費者の信頼性確保に向けた取組強化

安全・安心な水産物の供給

VI 分野別復興計画

震災からの復興にあたっては、各地域の実情に応じ、水産業を構成する各分野を総合的かつ一体的に取り組んでいく必要があります。

このことから、水産業を構成する分野として、(1) 漁港・漁村、(2) 漁場・資源、(3) 養殖業、(4) 漁船漁業、(5) 流通・加工、(6) 漁業経営、(7) 試験研究、(8) 原子力発電所事故による影響への対応の8分野を定め、分野別の復興計画を策定しました。

今後とも、地元の意向を踏まえ、各分野の復興計画をもとに地域の特徴に応じた復興を推進していきます。

水産業を構成する各分野の復興計画をもとに
地域の特徴に応じた取組を推進します

(1) 漁港・漁村

- ・ 災害に強い漁村の形成
- ・ 全ての漁港の復旧整備
- ・ 地域の意見を踏まえた防潮堤整備
- ・ 多面的機能の発揮

(2) 漁場・資源

- ・ がれきの撤去
- ・ 種苗生産体制の整備
- ・ 資源の維持管理
- ・ 漁場環境調査による監視強化

(8) 原子力発電所事故 による影響への対応

- ・ 監視体制の維持
- ・ 構築した情報連絡体制による安全・安心の確保
- ・ 賠償の円滑化
- ・ 風評被害対策

(3) 養殖業

- ・ 生産基盤の早期復旧
- ・ 養殖水産物の安全確保
- ・ 収益性の高い生産体制の構築
- ・ 生産物の付加価値向上
- ・ 販売力の強化

各地域の特徴に応じ
総合的かつ
一体的に復興

(7) 試験研究

- ・ 試験研究体制の再整備
- ・ 漁業者への情報提供や技術指導
- ・ 資源、環境の調査
- ・ 地域特産品開発への技術支援

(4) 漁船漁業

- ・ 生産基盤の早期復旧
- ・ 操業ルールの確立
- ・ 収益性の高い操業体制への転換
- ・ 密漁対策、海難事故防止

(6) 漁業経営

- ・ 漁業者を支える漁協等の支援
- ・ 強い経営体の育成
- ・ 収益性向上による経営の安定
- ・ 後継者対策の強化

(5) 流通・加工

- ・ 高度衛生管理市場の整備
- ・ 生産基盤の早期復旧
- ・ 販売力の強化
- ・ 水産都市の活力強化

(1) 漁港・漁村

①被災状況及び現況

- 県内142漁港の全ての防波堤や岸壁などの施設や漁港背後地が、沈下するなどの被害を受けました。
- 漁港は、漁船の係留、漁獲物の水揚げ、加工・流通などの機能を有した水産業の基盤施設であり、水産業の再生に向け、その復旧・復興に努めてきました。現在は漁港を「水産業集積拠点漁港」、「機能強化漁港」、「地区漁港」に区分し復旧を進めています。

● 「水産業集積拠点漁港」

全国の漁船が利用し、水産業の早期復旧・復興にとって最重要の漁港であり、災害復旧のほか魚市場や水産加工施設など、水産業関連施設の整備と連動した一体的整備を進める。特定第3種漁港の気仙沼、石巻、塩釜の3港に加え、女川と志津川を加えた5港。

● 「機能強化漁港」

沿岸漁業の生産性・効率性を向上させるための地域の拠点漁港として位置づけ、災害復旧のほか、水揚げ機能や生産物処理機能の充実など、背後地の利用も含めた整備を進める。原則として県営漁港とし、さらに市町営漁港の一部を拠点機能などを有する漁港として再整備する。

沿岸市町の意見を基に選定したもので県営漁港19港と市町管理の36港（計55港）。

● 「地区漁港」

漁業集落にとって重要な漁港であり、漁船などの安全な係留等に必要な物揚場・防波堤など基本施設の災害復旧を行う。

上記以外の82港。

②これまでの実績と課題

復旧期3年間 H23～H25（年度）

○実績

『漁港などの早期復旧』

- 震災直後は地震や津波により緊急物資を被災地に輸送する陸路が遮断されたことから緊急物資輸送路（航路）の確保を行いました。
- 漁港の早期復旧を目指した応急復旧工事を実施しました。
- 漁港施設の本格復旧工事に着手しました。
- 漁業関係者が現状に応じた漁港利用ができるよう努めました。

『防潮堤』

- 地域との合意を図りながら防潮堤の整備を開始しました。

○課題など

『漁村』

- 震災前のコミュニティを維持するとともに、地盤の嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備を実施し、災害に強い漁村づくりが必要です。

『漁港施設』

- 漁港施設の復旧にあたっては、資材や労働力の不足などから、なお時間を要する状況にあり、引き続き整備が必要です。

『防潮堤』

- 防潮堤の整備にあたっては、引き続き地域の理解を得ながら整備を進める必要があります。

③対応の方向

再生期 4 年間 H26~H29 (年度)

○方向性

- 地元の意向を尊重しつつ、災害に強い漁村づくりを推進します。
- 水産業集積拠点漁港、機能強化漁港及び地区漁港において、漁港整備を本格化させます。
- 地域の合意を図りながら、防潮堤の早期整備や復旧・復興のロードマップに沿った漁港の整備を一層推進します。

○取組内容

『漁村集落』

- 集団移転により高台に整備される住宅地と低地の漁港及び漁村が安全で、かつ、一体的に活用されるよう避難路等の防災安全施設や漁港との連絡道等の整備を推進します。

『水産業集積拠点漁港』

- 流通機能や水産加工業が集積しており、沖合・遠洋漁業の基地であるとともに、周辺の漁港から水産物が集積されることから、魚市場などの流通施設や水産加工施設を漁港内に一体的に整備します。

『機能強化漁港』

- 水産物の加工施設などが集積できるような施設整備を進めます。

『地区漁港』

- 漁船の安全な係留や効率的な荷揚げ作業などに利用できるよう、必要な施設整備を行います。

『防潮堤』

- 地域の合意を図りながら、防潮堤の整備を推進します。

発展期 3 年間 H30～H32（年度）

○方向性

- 水産業集積拠点漁港及び機能強化漁港を中心に、漁港機能を充実させた新たな水産物の流通拠点化を目指します。
- 漁村においては、水産物の安定供給だけでなく、多面的機能の発揮に資する取組や、地域資源を活用した新たな事業の創出などを進め活性化を図ります。

○取組内容

『水産業集積拠点漁港』

- 高度化された魚市場などの流通機能や背後地の水産加工施設が有機的な繋がりを持ち、国内はもとより海外をも視野に入れた水産物の供給が行えるよう整備を進めます。

『機能強化漁港』

- 加工・流通から直販までの6次産業化などの事業を実施できる施設整備をさらに進めます。

『地区漁港』

- 地域の意見を踏まえつつ、利用しやすい漁港の維持管理に努めます。

『漁村の多面的機能の発揮』

- 復旧・復興が進んだ漁港・漁村において、多面的な機能が十分に発揮できるよう、必要に応じた支援を行います。

●水産業・漁村の多面的機能

水産業・漁村は本来機能である水産物の安定供給以外に、生命財産の保全、物質循環の補完、生態系の保全、交流の場の形成、地域社会の維持・形成などの機能を有しており、くらしや経済の安定へ貢献しており、これらの機能を水産業・漁村の多面的機能と呼ぶ。

(2) 漁場・資源

①被災状況及び現況

- 大量のがれきが沿岸域から沖合域の漁場に漂流・堆積したことから、漁船漁業・養殖業の復旧に向けて漁場のがれき撤去など、漁場環境回復のための取組を行っています。
- 下水処理施設の稼働停止や油の流出などにより、沿岸域の水質環境の悪化が懸念されたことから、環境調査などを行っています。
- 栽培漁業の根幹となる種苗生産施設及び多くのサケふ化場が壊滅的な被害を受け、安定的な栽培漁業の継続が困難となったことから、早期復旧に向けて整備を行っています。
- 津波によるアワビなどの磯根資源の減少が懸念されるとともに、アサリ、ウバガイなどの二枚貝類の漁場も被害を被っていることから、これらの資源回復と漁場機能回復に向けた調査や取組が必要です。

②これまでの実績と課題

復旧期3年間 H23～H25（年度）

○実績

『震災により生じた漁場がれきへの対応』

- 津波により発生したのがれきの状況を調査するとともに、専門業者による撤去の他、漁業者による撤去に対しても支援を行いました。

『増養殖関連施設などの復旧整備』

- 被災した水産技術総合センター養殖生産部種苗生産施設などの復旧整備に着手しました。
- 被災したサケふ化場の施設整備を支援しました。

『種苗放流支援』

- 県内の種苗生産施設が壊滅しアワビ、ヒラメなどの種苗生産放流が実施不可能となったため、他県の放流用種苗を購入し放流しました。
- 多くのサケふ化場が被災したことから、被災を免れたサケふ化場で生産した種苗を買い上げて放流しました。
- 資源減少が懸念されたアユ、シジミなどの種苗放流を支援しました。

『環境調査・漁場整備』

- 海域環境の保全や資源の維持に必要な藻場・干潟・漁場などの調査を実施するとともに、干潟の復旧整備などに着手しました。

『資源管理』

- 震災後の漁場環境に適応した資源管理手法の検討や、漁具の改良試験などを行いました。

○課題など

『漁場がれきへの対応』

- 津波により発生したがれきの撤去を行っているものの、漁場には多くのがれきが残存しています。

『藻場・干潟の再生』

- 津波や地盤沈下で藻場・干潟が消失しているため、機能再生に向けた取組が必要となっています。

『増養殖関連施設などの復旧整備』

- サケ資源造成のため、サケ増殖施設の早期復旧が必要となっています。

『資源管理』

- 資源・環境に関する調査結果に基づいた資源管理の取組を実施する必要があります。
- 漁場環境の改善や漁場環境に適応した漁具改良の取組を継続する必要があります。

③対応の方向

再生期4年間 H26～H29（年度）

○方向性

- 漁場に流出したがれきなどが残っていることから、漁場機能の回復に向け、がれき撤去を推進します。
- 海域環境の保全や魚介類の育成の場などとして重要な藻場・干潟の造成を推進します。
- 栽培漁業関連施設などを整備し、種苗生産体制の再構築と水産資源の造成を一層推進します。
- 種苗の確保については、他県との協力体制を構築するなど、広域連携も視野に入れながら対応します。
- 津波により破壊された漁場の修復や、試験研究機関の調査結果に基づいた資源管理の取組を推進し、安定した漁業資源の維持に努めます。

○取組内容

『漁場の修復』

- 漁場にがれきが残存していることから、引き続き漁場のがれき撤去を推進し、津波により破壊された漁場や藻場・干潟の修復と機能の回復に努めます。
- 漁場環境や資源状況などの調査結果に基づいた漁具の改良や資源管理体制の再構築に取り組み、安定した水産資源の維持・増大を図ります。

『増養殖関連施設の復旧整備と体制構築・資源造成』

- 栽培漁業の根幹となる種苗生産施設の整備や、サケ増殖施設の本格復旧を進めるとともに、引き続き国や他県と調整しながら種苗を確保し、放流に努めます。
- 本県の栽培漁業の効率的な手法や水産資源の持続的利用について検討します。また、栽培漁業の技術の高度化や安定した種苗放流に向けた取組を進め、沿岸漁業の生産力向上に努めます。

発展期3年間 H30～H32（年度）

○方向性

- 種苗放流や資源管理の取組を推進し、漁業資源の維持・増大を図り、本格的な水揚げによる漁業の復興を目指します。
- 修復された漁場の環境を維持するため、漁業者はもとより県民の意識啓発も推進し、環境保全の取組を進めます。

○取組内容

『資源の維持増大』

- 復旧した栽培漁業関連施設を活用し種苗生産・増殖体制の安定化を図るとともに、効率的で投資効果の高い栽培漁業を推進します。また、効率的な種苗生産によるコストの低減と適正な受益者負担体制による資源の維持を図ります。
- 漁業者の多様な需要に応じた種苗生産技術の維持及び開発を行います。
- 国や関係道県、大学などとの連携を強化し、漁場環境の把握や水産資源の調査研究に基づく漁海況情報などの情報発信と資源管理の実践を進め、効率的な漁業生産を推進します。

『漁場の修復と保全』

- 漁場環境や資源状況などの調査結果に基づき、漁場機能の維持・向上のための取組を推進します。
- 陸上からの生活排水やゴミなどの漁場への環境負荷を軽減するため、県民参加型の環

境保全運動を推進します。

(3) 養殖業

①被災状況及び現況

- 沿岸養殖施設のほぼ全てが滅失し、被害額は約701億円に達しています（被災した内水面養魚場、養殖用資材、水産動植物も含む）。養殖業の再開に向けて、養殖施設の復旧は進んでいるものの、収穫までに数年を要する養殖対象種も多く、安定生産に至るまで継続した支援が重要となっています。
- 高齢化に加え、震災の影響により就業者数の減少が懸念され、養殖業を担う人材が不足する可能性があります。

②これまでの実績と課題

復旧期3年間 H23～H25（年度）

○実績

『施設整備』

- 震災により被災した養殖施設、カキ処理場、ノリ加工場などの共同利用施設の復旧整備を支援しました。

『種苗生産支援・技術普及など』

- 養殖種苗の安定確保のため、環境調査、幼生分布調査、成育状況調査を実施し、漁業者などに対して情報提供を行うとともに、ワカメやホヤ養殖などに必要な人工採苗に関する技術指導を実施しました。
- 種苗購入に掛かる費用を助成しました。

『漁業経営』

- 養殖業の経営安定化を図るため、震災後に創設された「がんばる養殖業復興支援事業」の認定に向けた支援などを行いました。

『販売力強化』

- 首都圏ホテルのシェフなどを生産現場へ招き、県産食材への理解促進を図ったほか、県産食材を使ったフェアを開催するなど、販路確保に向けた支援を行いました。

『養殖水産物の安全・安心』

- 安全・安心な養殖水産物を提供するため、貝毒などの衛生検査を行うとともに、漁業

者団体が実施する衛生検査に対して支援しました。また、ホタテガイにおいてまひ性貝毒の発生が長期化したことを受け、まひ性貝毒プランクトンを監視する海域区分を見直すなど、安全監視体制を強化しました。

『内水面養殖業の振興』

- 震災でギンザケ種苗生産用の親魚を失った民間養殖場に対し、親魚用のギンザケを提供しギンザケ種苗生産の安定化を支援しました。

● がんばる養殖業復興支援事業

被災した地域の養殖業の復興を目指し、共同化や協業化による生産の早期再開をするために必要な経費を助成する制度。

○課題など

『施設整備』

- 養殖施設や共同利用施設の復旧について、未整備施設の整備が必要となっています。

『生産技術支援』

- 養殖種苗の安定確保のため、引き続き環境調査や情報提供を行うとともに、ワカメやホヤなど人工採苗技術の普及と定着が必要となっています。
- これまで生産されてきた養殖種目だけでなく、多様な養殖種目の開発及び養殖方法に関心が高まっています。
- 漁場の効率的かつ適正な利用に向け、継続した指導が必要となっています。

『漁業経営』

- 共同化や協業化を目的として漁業生産組合、法人、漁業者グループなどが組織されましたが、経営の安定化に至っていない組織も多く、再開を果たした既存の経営体も含め、一層の経営改善・効率化が必要となっています。

『付加価値向上・販路拡大』

- 県産水産物のPRやブランド化、魅力ある水産物の継続した広報活動が必要となっています。

『養殖水産物の安全・安心』

- 安全・安心な養殖水産物を提供するため、衛生検査体制の強化が必要となっています。特に震災の影響により、ホタテガイにまひ性貝毒が発生し長期間出荷できない状況が続いた事例があり、監視体制の強化が必要となっています。

『内水面養殖業の振興』

- 内水面養殖業振興のため、安定生産に向けた技術開発や生産体制の構築が必要となっています。

③対応の方向

再生期4年間 H26～H29（年度）

○方向性

- 養殖の再開に向け、復旧期に整備できなかった養殖施設や共同利用施設などの生産基盤の早期復旧を図ります。
- 養殖漁場の安全性を確認するための水質調査や貝毒監視などの安全・安心対策を強化し、養殖水産物の安全性の確保を一層強化します。
- 協業化、法人化など強い経営体づくりを推進するとともに、養殖施設の改良・高度化などの取組を進め、安定した供給体制の再構築を目指します。
- 県産水産物を活用した6次産業化、ブランド化などの推進による付加価値向上と販路拡大による販売力の強化を図ります。

○取組内容

『施設整備』

- 養殖水産物の生産を回復させるため、養殖関連施設の復旧整備を継続します。
- 構造改善事業などによる養殖施設の改良・高度化などを促進し、災害に強い施設の整備を推進します。

『生産技術支援』

- 水産業普及指導員が中心となり、各浜を巡回しながら、天然種苗の安定確保や品質向上に向けた技術指導、経営指導に取り組みます。
- 新たな養殖手法などの技術開発に取り組みます。
- 新規就業者並びに就業希望者のための基礎的な技術講習会を開催します。
- 区画漁業権に基づく漁場の適正かつ効率的な利用を図り、生産性の向上に努めます。

『強い経営体の育成』

- 養殖種類ごとの経営モデルや漁業地区ごとの漁業経営のあり方について検討し、経営の安定化や収益性の高い生産体制の再構築に取り組みます。
- 漁業者グループの協業化や施設設備の共同利用化、法人化など、新たな経営体の導入や、既存経営体のコスト削減などの取組を推進します。

- 自然災害や燃油価格高騰など外部環境の変化に強い経営体を育成するため、漁業経営体のセーフティネットとなる漁船保険制度、漁業共済制度、漁業経営安定対策制度の加入推進に取り組みます。

『販売力強化』

- 漁業経営体や漁業協同組合が行う6次産業化、ブランド化の取組を推進し、生産物の高品質・高付加価値化などによる販売力の強化に取り組みます。
- 本県の魅力ある養殖水産物を積極的にPRし、販路拡大に取り組みます。

『養殖水産物の安全・安心強化』

- 安全・安心な養殖水産物を提供するため、水産物の衛生検査を継続して実施します。特に震災の影響により、まひ性貝毒が発生しホタテガイが長期間出荷できなくなったことを受け、まひ性貝毒発生時の生産・販売対策と業界と連携した安全監視体制を強化します。

『内水面養殖業の振興』

- 県内民間内水面養殖場におけるギンザケ種苗生産の安定化のため、優良な高成長系ギンザケの育種とその評価を実施します。
- 全雌三倍体イワナの安定生産と供給などによる内水面養殖業の振興を支援します。

発展期3年間 H30~H32（年度）

○方向性

- 高品質な養殖水産物を安定して生産できるよう、種苗の安定確保や生産技術の向上と、安全性の確保を図ります。
- 養殖水産物の安定した供給体制の構築と収益性の高い漁業経営の実現を目指します。
- 養殖水産物の認知度向上と、販売力強化を図ります。

○取組内容

『種苗の安定確保・生産技術の向上』

- 水産業普及指導員と水産試験研究機関などが連携しながら、育種育苗技術の高度化などの取組を行い、高品質な養殖水産物を確保するための生産技術の指導を行います。
- 新規就業者が将来にわたり養殖業に携われるよう、技術指導、経営指導などを積極的に実施します。

『養殖水産物の安全性の確保』

- 安全・安心な養殖水産物を提供するため、水産物の衛生検査を継続して実施します。
- 養殖水産物の安定生産のため、適正養殖による漁場環境の維持や疾病対策を継続して

実施します。

『強い経営体の育成』

- 地域の特徴や経営モデルを踏まえた養殖生産を実践し、より安定的で収益性の高い生産体制への転換を図ります。
- 新たな経営体の導入支援や既存経営体のコスト削減を図るための取組を継続し、強い経営体の育成を一層推進します。

『販売力強化』

- 養殖水産物の品質向上・高付加価値化、ブランド化の進展、魅力ある水産物のさらなる認知度向上により販路拡大を支援します。

『内水面養殖業の振興』

- 高成長系ギンザケ種苗や全雌三倍体イワナの生産の安定化を推進し、内水面養殖業の経営安定と活性化に取り組みます。

(4) 漁船漁業

①被災状況及び現況

- 今回の大震災により、知事許可漁業の対象である20トン未満の沿岸漁船漁業者は大きな被害を受け、自力復旧が困難な状況となりました。
- 魚市場の再開に合わせ、イカ釣り、カゴ、刺網、小型底びき網漁業などの漁船漁業、定置網漁業が順次再開していますが、沿岸漁船漁業を復興するには、生産基盤となる漁船や漁具の再取得を今後とも推進する必要があります。
- 今後の沿岸漁船漁業が持続的で安定的な漁業経営を実現することができるよう、現行の漁業許可制度などを見直す必要があります。
- 震災の影響により、漁船乗組員がさらに急激に減少する可能性があることから、新規乗組員を確保する必要があります。

②これまでの実績と課題

復旧期3年間 H23~H25 (年度)

○実績

『操業再開に向けた漁船・漁具の復旧支援』

- 沿岸地域の早期復旧と安全確保に資するため、気仙沼市、石巻市など5市3町で打ち上げられた被災船舶の所有者を特定し、処分の意志を確認した上で収集・運搬しました。
- 漁業者が共同利用するための漁船建造、中古船取得・修繕、定置網の整備を支援しました。
- 沿岸漁船の生産・修理体制を早期に回復させるため、県内の中小造船所の経営再開に向けた施設修繕・施設整備を支援しました。

『漁船漁業の安全操業』

- 沖合・遠洋漁船の船間連絡や安全操業に係る漁業無線体制を維持するため、被災した本県漁業無線機能を福島県漁業無線局に移行しました。

『漁船漁業経営』

- 持続的かつ安定的な漁業経営の定着を図るため、漁船漁業の省エネ・省コスト化を推進しました。

- 水揚げした水産物の流通拠点機能を回復し、沖合・遠洋漁業の安定した水揚げ確保を推進しました。
- 漁船漁業の安定経営を図るため、震災後に創設された「がんばる漁業復興支援事業」の認定支援などを実施しました。

『就業者の確保』

- 漁船漁業就業希望者を対象とした就職相談会を実施しました。

● がんばる漁業復興支援事業

震災後の環境に対応した収益性の高い操業体制へ転換しようとする取組に対し、操業経費の一部を助成する制度。

○課題など

『漁船・漁具の復旧支援』

- 漁船・漁具の復旧整備は終了しておらず、引き続き取り組む必要があります。

『漁船漁業の安全操業』

- 沿岸漁業に従事する漁船の船間連絡や、安全操業に係る漁業無線体制の復旧が必要となっています。

『漁船漁業経営』

- 「がんばる漁業復興支援事業」で操業体制や経営のあり方について試行してきたものの、経営環境は依然として厳しいため、一層の経営改善が必要となっています。
- 近海まぐろはえなわ漁業や沖合底びき網漁業など、沖合・遠洋漁船漁業の収益向上の取組が必要となっています。

『漁業許可制度』

- 漁業の生産性を高めるため、漁業種類ごとの許可隻数、操業ルールの検証と許可制度の見直しが必要となっています。

『密漁対策』

- 巧妙・広域化するアワビなどの磯根資源の密漁への対策が必要となっています。

『就業者の確保』

- 漁船漁業への新規就業者の確保が必要となっています。

③対応の方向

再生期4年間 H26～H29（年度）

○方向性

- 操業再開に向け復旧期に整備できなかった漁船・漁具などの生産基盤の早期復旧を図ります。
- 許可隻数・操業ルールを再検証し、漁業経営の安定化に資するような漁業許可制度などの見直しを行います。
- 収益性の高い操業体制への転換を推進し、安定した漁業経営の確立を図ります。
- 巧妙・広域化しているアワビなどの磯根資源の密漁対策を強化します。
- 安全な漁業労働環境の確保と併せ、海難事故防止に向けて、ライフジャケットの着用徹底やAISの導入を推進します。

● AIS

船舶自動識別装置。船舶の位置情報やその他安全に関する情報を送受信することができる。

○取組内容

『漁船・漁具の復旧支援』

- 操業再開に向け、漁業者が共同で利用するための漁船建造、中古船取得・修繕、定置網の整備を引き続き支援し、生産基盤の早期復旧に努めます。

『沿岸漁業対策』

- 漁業種類ごとに許可隻数や操業ルールを再検証し、将来を見据えた漁業許可制度などの見直しを行い、漁業経営の安定や操業トラブルの防止に努めます。
- 操業コストの削減や漁獲物の付加価値向上に向けた取組を推進し、収益性の改善による漁業経営の安定化を図ります。
- 適切な資源管理と漁業経営の安定化を図るため、漁業共済制度の加入や資源管理・漁業経営安定対策制度の活用を推進します。

『沖合・遠洋漁業対策』

- 操業コストの削減や魚市場、加工業者が一体となった漁獲物の高付加価値化などにより収益性の高い操業への転換を図り、持続的・安定的な漁業経営の確立を推進します。
- 漁業構造改革総合対策事業などを活用し、老朽化した漁船の代船建造を推進するとともに、乗組員の確保や幹部船員の養成に努めます。

- 燃油価格高騰などに対応するため、省エネ機器などの導入や漁業経営セーフティネット構築事業の活用を推進します。

『就業者確保』

- 漁船漁業への漁業就業希望者に本県水産業の現状や就職関連情報を提供し、新規就業者の確保に努めます。

『密漁対策』

- 巧妙・広域化するアワビなどの磯根資源の密漁に対応するため、老朽化した漁業取締船「うみたか」をウォータージェット方式の取締船に代船するとともに、漁協の監視所、監視船の復旧を支援し、業界と連携した密漁防止体制を強化します。

『漁船漁業の安全操業』

- 沿岸漁業無線について新たな通信ネットワークを再構築し、沿岸漁船漁業の安全・安心を確保します。
- 海難事故の未然防止のため、海中転落時の生存率の向上が図られるライフジャケットの着用徹底を推進します。また、船舶の位置情報やその他安全に関する情報を送受信することができるAISの導入を推進します。

発展期 3 年間 H30~H32 (年度)

○方向性

- 沿岸漁業においては、新たな漁業許可制度に基づく協調操業体制の確立、漁船の合理化、漁獲物の付加価値向上による持続的かつ安定的な漁業経営の定着を図ります。
- 沖合・遠洋漁業においては、収益性の高い操業体制への転換により、将来にわたり水産物を安定供給できる持続的かつ安定的な経営体の育成を図ります。
- 安全操業対策や密漁対策を強化します。

○取組内容

『沿岸漁業対策』

- 新たな許可制度のもと、資源管理型漁業を推進し、効率的な漁業生産と漁業経営の安定化、資源の維持・安定を図ります。
- 操業コストの削減や漁獲物の付加価値向上を一層推進し、収益性の改善による持続的かつ安定的な漁業経営の確立を支援します。

『沖合・遠洋漁業対策』

- 収益性の高い操業への転換による持続的かつ安定的な漁業経営の確立を図ります。

『就業者確保』

- 漁業経営の安定化などによる新規就業者の受け入れ環境の整備を図り、新規就業者の確保・育成に努めます。

『密漁，安全操業対策』

- 巧妙・広域化するアワビなどの磯根資源の密漁に対処するため、業界との連携による密漁防止対策を強化します。
- 労働安全性の確保と海難事故防止の取組を推進します。

(5) 流通・加工

①被災状況及び現況

- 県内10箇所の産地魚市場全ての岸壁や荷さばき施設、市場管理施設が被災するとともに、魚体選別機やフォークリフトなどの水揚げに必要不可欠な機器類も被災しました。
- 約420あまりの水産加工場において、施設や設備、内部の加工機械類が被災しました。
- 水産物保管用の冷凍冷蔵施設約260棟や製氷施設が被災するとともに、保管されていた冷凍水産物も被災しました。
- 漁港背後地に立地する水産加工団地などでは、震災により地盤が大きく沈下し、敷地や道路が冠水するエリアが広範囲に広がりました。
- 水産加工流通業は、水揚げした水産物を消費者まで届けるサプライチェーンを形成しており、今後も漁業生産力の回復や漁港などの生産基盤と一体的に復旧・復興を進めていくことが課題です。
- 水産加工業の復旧とともに、休業中に失った販売シェアの回復と販路の拡大が必要となっています。

②これまでの実績と課題

復旧期3年間 H23~H25(年度)

○実績

『原料確保・漁船誘致』

- 加工原料を安定的に確保するため、水産加工業協同組合などが行う遠隔地からの原料確保を支援しました。
- 震災後の水揚げ機能回復を県内外にアピールするとともに、県内魚市場への水揚げを確保するため、各魚市場が行う魚価向上対策や市場のPR活動などの漁船誘致事業を支援しました。

『魚市場・水産加工施設などの整備』

- 水揚げ拠点となる魚市場や被災した産地魚市場の製氷機能を回復するため、製氷施設などの整備を支援しました。また、市町、水産加工業協同組合、水産加工団体及び中小企業のグループなどが行う施設の復旧整備を支援しました。
- 地盤沈下した水産加工団地の土地嵩上げや排水対策を実施しました。

『被災経営体の支援』

- 水産加工業者の復旧に関する各種補助事業が有効に活用されるよう、震災復興コーディネーターを配置し、事業活用に関する事務手続きなどを支援しました。
- 被災した水産加工業者などの経営体を訪問し、企業の現況把握と要望の収集に努めました。
- 被災経営体に対して専門家を派遣し、経営戦略の策定支援や試作品の検討、テストマーケティングを支援しました。
- 水産物・水産加工品を含め、県内食品の輸出促進のため、海外でのフェア開催や海外バイヤーを招聘するなどの取組を実施しました。
- 県内で製造された水産加工品を「宮城県認証食品」として認証し、認知度向上を図ったほか、ウェブサイトなどを活用し水産物のPRを行いました。
- 商談会やフェアの開催などを行い、県産水産物及び水産加工品の需要拡大を図りました。

『その他の対応（緊急対応）』

- 被災した気仙沼市、石巻市、女川町の冷蔵庫内に保管されていた水産物が腐敗し悪臭を放つなど衛生面での不安が生じたため、腐敗した水産物の海洋投入と、最終廃棄物処分場への埋立処分を行いました。

○課題など

『原料確保・漁船誘致』

- 加工原料となる原魚を県内の漁港で安定確保するため、継続した漁船誘致活動が必要となっています。

『魚市場・水産加工施設などの整備』

- 魚市場の復旧にあたり、高度衛生管理に対応した施設整備が必要となっています。
- 未だ多くの水産加工施設が復旧途上であり、継続した復旧整備支援が必要となっています。

『販売対策』

- 被災経営体の多くは一時的に休業を余儀なくされ、休業の間に販路を失ったことから、販路の回復・拡大が必要となっています。

『経営の安定化』

- 活動を再開した企業についても設備投資や売り上げの伸び悩みなど経営環境は厳しく、経営安定化に向けた取組が必要となっています。

③対応の方向

再生期 4 年間 H26～H29（年度）

○方向性

- 水産業集積拠点漁港の魚市場整備や、その他の漁港の魚市場整備を進め、県全体の水産物管理体制や受入機能の強化を図ります。
- 水揚漁船の確保に向けた漁船誘致などの取組を支援し、安定した原料確保に努めます。
- 復旧期に整備が進まなかった水産加工企業や、冷凍冷蔵などの共同利用施設の早期復旧を図ります。
- 地盤沈下などで整備が遅れている地域については、地盤の整備と水産加工・流通業の集積化・団地化を推進します。
- 水産加工品のブランド化、産学官連携強化などによる新たな付加価値の創出などの取組を推進します。
- 産地水産物・加工情報の県内外への発信強化、実需者とのマッチングなどによる流通促進、販路確保・拡大に向けた取組を強化します。
- 海外の有望な市場への輸出拡大の取組やHACCP対応施設の整備を推進します。
- 水産加工経営体の経営安定化に向け、資金調達の円滑化などを図ります。
- 水産加工業や冷凍冷蔵業などの水産関連産業と、漁業者団体などとの連携・協力により、地域水産業の一体的再生に資する取組を推進し、水産都市の活力強化を図ります。
- 水産物・水産加工品の需要・消費拡大に向けた取組を推進します。

○取組内容

『魚市場の整備』

- 水産業集積拠点漁港における高度衛生管理市場の整備や、その他の魚市場についても整備を進め、水揚物の品質や衛生管理体制の向上に努め、県全体の水産物受入機能の強化を図ります。

『原料確保・漁船誘致』

- 水産業集積拠点における魚市場の水揚量を確保するため、漁船誘致などに取り組むとともに、原料の安定確保を図るため原料調達支援を継続します。

『水産加工業関連施設の早期復旧と水産都市の活力強化』

- 冷凍冷蔵施設などの共同利用施設や水産加工関連施設の整備を継続し、水産業集積拠点の本格復旧に努めます。

- 企業活動の再開に向け、中小企業のグループなどが行う施設の復旧整備を支援します。
- 地盤沈下などで整備が遅れている地域については、復旧に向けて地盤を整備するだけでなく、集積区域内でサプライチェーンを構築できるよう水産加工・流通業の集積と団地化を推進します。

『販売力強化』

- 各種の加工機械を設置した水産技術総合センター公開実験棟を復旧・整備し、産学官の連携により、新商品開発・改良、省コスト化・効率化、産地水産物を活用したブランド化や付加価値向上の取組を推進します。
- 産地水産物の魅力やその加工品に関する情報を積極的に県内外へ発信します。また、生産者と実需者とのマッチングを図るなど流通を促進し、販路確保・拡大に向けた取組を強化します。
- 世界的な日本食ブーム及びアジア地域の経済発展などに伴う富裕層の増加並びに安心・安全な食品が求められる背景を受け、有望な市場である東南アジアなどへの輸出拡大の取組を推進します。併せて、HACCP対応施設の整備を促進します。
- 県産水産物や水産加工品の需要拡大に向け、商談会、フェアなどの取組を展開し、「食材王国みやぎ」の復興と再構築を図ります。

『経営の安定化』

- 長期・低利の県制度融資の継続的な実施により、水産加工業経営体の円滑な資金調達を支援します。
- 水産加工業経営体の経営安定化に向け、支援制度の活用支援や経営指導の取組を推進します。

『消費の拡大』

- 本県の魅力ある水産物・水産加工品のPRやイメージアップに向けた取組を推進し、消費拡大を図ります。

発展期 3 年間 H30~H32 (年度)

○方向性

- 整備された漁港や高度衛生管理市場を活用し、水産物の管理体制や受入機能の強化を図り、原料の安定確保に努めます。
- 産学官連携、農商工連携などの取組を強化し、高付加価値化や販売力の強化を図るとともに、資金調達の円滑化を図り、経営の安定化に努めます。
- 実需者とのマッチングによる流通促進や販路拡大など、消費者ニーズに即した水産物

の生産・流通体制への転換を推進します。

- 関連産業の集積化に努め、水産加工業を核としたクラスターの再構築により、地域内での新たな付加価値の創出を図ります。
- 漁業と水産加工業を含む地域水産業の一体的な振興により、水産都市の活力強化を図ります。
- 水産物・水産加工品の消費拡大に向けた取組を強化します。

○取組内容

『原料確保・漁船誘致』

- 水産加工業経営体の本格稼働に合わせて加工原料を安定的に確保するため、引き続き漁船誘致などに取り組みます。

『販売力強化』

- 県産水産物や水産加工品の販路・需要の拡大に向け、消費者との交流機会の拡大などにより県民の理解を高め、地産地消や食育を一層推進するほか、商談会、フェア開催などの取組を展開します。
- HACCP対応施設の整備を促進し、輸出拡大に向けた取組を強化します。

『経営の安定化』

- 魚市場の機能強化を図るとともに、魚市場の省力化などによる経営の合理化などを支援します。
- 漁業や異業種を含む企業間連携を強化し、新たな生産・流通形態の構築や地域資源などを活用した新製品開発などの推進により、経営基盤の強化と水産業を核とした水産都市の活性化、新たな雇用の創出を図ります。
- 水産加工経営体の経営安定化に向け、円滑な資金調達や支援制度の活用支援、経営指導の取組を継続します。

(6) 漁業経営

①被災状況及び現況

- 水産業協同組合の組合事務所や施設が壊滅的な被害を受けました。組織の経営基盤や管理体制の復旧・復興支援を行ってきましたが、継続した支援が重要です。
- 操業の再開にあたり、経営体の多くは多額の経費を要しており、資金繰りや経営に不安を抱えていることから、金融・経営相談などに対応することが重要です。
- 早期再開した被災漁業経営体が、将来ともに安定的・効率的な経営を行い、地域の担い手として活躍するため、強い経営体の育成に向けた支援が重要です。
- 漁家経営の安定化を図るため、後継者の育成、新規就業者の確保が必要です。

②これまでの実績と課題

復旧期3年間 H23～H25（年度）

○実績

『漁業者を支える水産業協同組合などの支援』

- 被災地域の水産業の再生を図るため、震災により甚大な被害を受けた水産業協同組合の施設整備など再建を支援しました。
- 県漁協の自己資本比率低下に対応するため、各種復旧事業の新たな実施主体である施設保有漁業協同組合の設立を支援し、漁業者が共同利用する漁船や生産施設などの早期復旧を促進しました。

『強い経営体の育成』

- 震災の影響により、単独での漁業再開が難しい漁業者に対し、「がんばる漁業・養殖復興支援事業」を活用した共同化や漁業生産組合、法人などの設立を支援しました。
- 水産業復興特区制度を活用して民間資本を導入した地元漁業者主体の法人に対し、特定区画漁業を免許しました。

『販売力強化』

- 生産者に対し、6次産業化などに関する研修会を開催しました。

『資金・金融』

- 被災漁業者向け制度資金の無利子化、無担保・無保証人化を図りました。
- 県単独の資金として漁業経営震災復旧特別対策資金を創設し、被災漁業者の経営の維

持・安定を図りました。

『リスク回避（保険・共済）』

- 経営基盤の安定化のため、漁船保険制度や資源管理と連動した漁業経営安定対策制度の加入推進に取り組みました。

『担い手への支援』

- 後継者であり、浜の中核としても活躍する漁業士や漁協青年部、漁協女性部の生産活動再開に向けた取組に対し支援しました。

『被災漁業者向け緊急雇用対策』

- 漁業経営が再開するまでの間、雇用対策も兼ね漁業者自らが行うがれき撤去などの取組を支援しました。

『漁業・漁村の現況把握』

- 本県漁業の復旧・復興の基本情報を収集するため、関係機関や漁業者個人への現況の聞き取り調査などを実施しました。

○課題など

『漁業者を支える水産業協同組合などの支援』

- 水産業協同組合の施設整備が完了していないため、引き続き支援が必要です。
- 震災の影響などにより漁業協同組合の運営環境は依然厳しく、経営の安定化が必要となっています。

『強い経営体の育成』

- 新たに立ち上げられた漁業生産組合、法人、協業化した漁業者グループなどの体制維持、経営安定化に向けた支援が必要となっています。
- 燃油・資材類価格の高止まりや魚価の低迷などにより、厳しい経営環境にあることから、コスト削減などによる収益性の改善が必要となっています。
- 漁業経営安定対策制度に未加入または加入予定の漁業者に対し、制度活用の支援が必要となっています。

『販売力強化』

- 漁業経営体の収益性向上のため、販売力の向上が必要となっています。

『金融支援』

- 被災漁業者向けの制度資金の無利子化、無担保・無保証人が継続されるよう、国への働きかけが必要となっています。

『担い手への支援』

- 漁業の担い手である漁業士や漁協青年部などの活動が震災前の水準まで回復していないため、引き続き活動支援が必要となっています。

③対応の方向

再生期 4 年間 H26~H29 (年度)

○方向性

- 漁業者を支える水産業協同組合の施設整備，経営指導を推進します。
- 協業化，法人化など強い経営体づくりを推進するとともに，施設の共同化や改良・高度化などを進め，安定した供給体制の再構築を目指します。
- 県産水産物を活用した6次産業化，ブランド化などの推進による付加価値向上と販路拡大による販売力の強化を図ります。
- 操業・生産コストの削減など収益性の改善に向けた取組の強化を図ります。
- 若手漁業者の育成や女性の参画の促進など後継者対策の強化を図ります。

○取組内容

『漁業者を支える水産業協同組合などの支援』

- 水産業団体の被災施設の再建整備を支援します。
- 水産業協同組合に対し，利用可能な補助事業などの活用支援や専門家派遣などにより，経営課題の解決に向けた取組を促進します。

『強い経営体の育成』

- 漁業者グループの協業化や施設・設備の共同利用化，法人化など，新たな経営体の設立に向けた取組を支援します。また，既存経営体のコスト削減などによる経営改善に向けた取組を支援します。
- 操業・生産コストの削減や漁獲物の付加価値向上に向けた取組により，収益性の改善による漁業経営の安定化を支援します。
- 漁業種類ごとの経営モデルや漁業地区ごとの漁業経営のあり方について検討し，経営の安定化や収益性の高い生産体制の再構築に取り組みます。
- 自然災害や燃油価格高騰など外部環境の変化に強い経営体を育成するため，漁業経営セーフティネットとなる漁業共済制度，漁業経営安定対策制度の加入推進に取り組みます。

『販売力強化』

- 漁業経営体や漁業協同組合が行う6次産業化，ブランド化の取組を推進し，生産物の

高品質・高付加価値化などによる販売力の強化に取り組みます。

- 本県の魅力ある水産物を積極的にPRし、販路拡大に取り組みます。

『金融支援』

- 被災漁業者に対する金融支援の継続や経営相談を実施します。また、国に対して被災漁業者向け支援措置の継続を働きかけます。

『担い手への支援』

- 漁業の担い手である漁業士や漁協青年部・女性部などの活動を充実させ、地域漁業の振興を図ります。
- 国の就業支援事業の活用などを推進し、新規就業者の確保に取り組みます。

発展期 3 年間 H30~H32 (年度)

○方向性

- 漁業者を支える水産業協同組合の組織強化、経営の安定化を推進します。
- 漁業者、法人などの経営体の経営基盤の強化を図り、安定した供給体制の構築と収益性の高い漁業経営の実現を目指します。
- 経営感覚に優れた地域の中核的な役割を担う人材の育成など後継者対策の強化を図ります。

○取組内容

『漁業者を支える水産業協同組合などの支援』

- 組合員の収益向上や新規組合員の加入が促進されるよう、水産業協同組合の組織強化、経営の安定化に向けた専門家などによる助言・指導を行います。

『強い経営体の育成』

- 地域の特徴や経営モデルを踏まえ、より安定的で収益性の高い生産体制への転換を支援します。
- 操業・生産コストの削減や漁獲物の高付加価値化、販路の多様化による低コスト高収益型で外部環境の変化に強い安定した漁業経営の構築を支援します。

『販売力強化』

- 県産水産物・水産加工品の品質向上・高付加価値化、ブランド化の進展、魅力ある水産物のさらなる認知度向上による販路拡大を支援します。

『担い手への支援』

- 協業化や法人化した経営体などの経営の安定化や、漁協青年部など若手漁業者の自主的な活動を促進し、漁村地域の活性化を図り、新規就業者が着業しやすい環境整備を

進めます。

- 漁村コミュニティにおいて、加工販売など様々な活動を行っている女性の活動を支援し、漁村地域の活性化を図ります。
- 新規就業者確保の取組を継続するほか、研修会等を通じ漁業技術や漁業経営について指導・助言を行い、生産技術と経営能力の優れた漁業の担い手の確保・育成を推進します。

(7) 試験研究

①被災状況と現況

- 県の水産試験研究機関は、内水面水産試験場を除く4施設（水産技術総合センター・同気仙沼水産試験場・同養殖生産部種苗生産施設・同水産加工開発部）及び調査船3隻（新宮城丸（450t）・拓洋丸（120t）・蒼洋（19t））が被災し、試験研究機能を喪失しました。
- 壊滅的な被害を受けた本県水産業が復旧し、将来にわたって発展していくためには、試験研究機関の早期の復旧整備が重要です。

また、国や大学、水産業者などとも連携し、再開した漁業・養殖業、水産加工業に関する研究や技術指導、震災後の漁場環境や水産資源の実態調査と評価、未利用資源の有効活用や新商品開発支援など、試験研究の効率的な推進と研究成果の普及・定着を推進していくことが重要です。
- 水産技術総合センターはほぼ施設復旧を完了しています。養殖生産部、水産加工開発部は水産技術総合センターで、気仙沼水産試験場は気仙沼合同庁舎（仮設庁舎）で業務を再開しており、平成26年度末までに全ての復旧完了を目指しています。
- 被災した調査船は、3隻から2隻への再編整備計画に基づき、2隻の復旧を完了しました。

②これまでの実績と課題

復旧期3年間 H23～H25（年度）

○実績

『水産試験研究体制の再構築』

- 水産試験研究機関の再整備を進めるため、水産試験研究復旧方針及び水産業試験研究推進構想を策定するとともに、具体的な試験研究計画を策定しました。
- 津波により被災した宮城県水産技術総合センター養殖生産部種苗生産施設及び気仙沼水産試験場の本館・種苗生産施設の復旧に向けた取組を進めました。
- 被災した調査船の代船となる「開洋（19t）」、「みやしお（199t）」を建造し、漁業調査指導船による調査体制の再構築を図りました。

『試験研究を通じた復旧・復興への取組』

- 漁業の再開を支援するため、水産業普及指導員と連携し、藻類養殖に係る技術指導を

はじめ、貝類養殖再開に必要な基礎調査及び情報提供を行いました。また、ホタテガイにおいてまひ性貝毒が長期間発生したことを受け、貝毒の監視海域区分を見直し、業界と連携した貝毒検査体制の強化を行いました。

- 沿岸漁業の重要魚種であるイカナゴ・ヒラメなどの資源や、アワビ・ウニなどの磯根資源状況の把握のための調査を行いました。
- 震災後の漁場環境の安全性を確認するため、水質・底質調査を定期的に行いました。
- 水産加工業再開に向けた業界からの情報収集や技術指導、相談対応などを行いました。

○課題など

『試験研究体制整備』

- 試験研究体制を早期に再構築するため、被災した試験研究施設の整備促進が必要です。

『環境調査など』

- 震災により変化した海洋環境の実態を的確に把握するため、水質・底質調査などのモニタリングの継続と情報提供、藻場の回復状況調査、貝毒原因プランクトンのモニタリングの充実が必要となっています。

『漁場・資源』

- 水産資源の維持・増大を図るため、水産重要種の資源解析の基礎データ収集や漁具改良を引き続き行う必要があります。
- アワビやウニなど岩礁性の磯根資源の持続的な利用のため、資源動向のモニタリングとこれに応じた資源管理を行う必要があります。
- 沿岸漁業の重要魚種であるサケ資源の安定生産に向けた取組が必要となっています。

『養殖』

- 養殖生産技術向上に向けた継続的な調査及び適切な情報提供が必要です。
- 多様なニーズに対応するとともに、収益性の向上による経営の安定を図るため、新たな養殖対象種目の開発が必要となっています。

『内水面漁業』

- 内水面漁業振興のため、重要魚種であるアユ資源の継続調査が必要です。また、高成長系ギンザケや全雌三倍体イワナ種苗の安定生産技術の開発が必要となっています。

『水産加工』

- 水産加工業の復旧・復興に資するため、水産加工業者に対する相談業務や技術指導などの充実が必要となっています。

③対応の方向

再生期 4 年間 H26~H29 (年度)

○方向性

- 被災した試験研究機関や種苗生産施設の再整備を早急に進め、調査・研究体制の再構築を図ります。
- 国や大学などとの連携を図り、震災による漁場環境などの影響把握や新たな技術開発などを促進します。
- 海洋環境モニタリングなどにより、主要海域における漁場環境の安全性の確認や情報提供に努めます。
- 水産業普及指導員と連携し、藻類及び貝類養殖などに係る養殖技術向上のための指導を強化します。
- 養殖水産物の品質安定・向上に関する研究のほか、新たな養殖手法などの開発に取り組みます。
- 沿岸漁業の重要魚種の資源評価や磯根資源の動向把握に努めます。
- 水産加工業の復旧・復興を図るため、地域特産品開発に係る研究や水産加工業者に対する技術支援を推進します。
- 内水面漁業振興のため、重要魚種の資源調査や良質な養殖種苗の安定確保に向けた研究を進めます。

○取組内容

- 水産技術総合センター気仙沼水産試験場(気仙沼市)、同水産加工開発部公開実験棟(石巻市)の復旧整備を進め、調査・研究体制の早期整備を図ります。また、必要に応じて、水産業試験研究推進構想を見直します。
- 水産技術総合センター養殖生産部種苗生産施設(七ヶ浜町)の復旧整備を進め、アワビやアカガイなどの種苗生産体制の早期整備を図ります。
- 国や独立行政法人、大学などと連携し、震災による環境・生態系への影響把握調査を実施するとともに、復旧・復興に資する新たな技術開発や実用化を促進します。
- 漁場環境の安全性確認のため水質・底質調査、貝毒原因プランクトンのモニタリング強化、藻場・干潟の調査などを実施します。併せて、海洋観測結果などを漁業関係者へ定期的に情報提供します。
- 養殖生産技術向上に向け、種苗生産や養殖技術指導を行うとともに、種苗確保のための浮遊幼生調査と情報提供、魚類防疫体制を強化します。

- 養殖水産物の高付加価値化のため、ノリやカキなど地域特産物の高付加価値化の技術開発及び藻類や貝類の新たな養殖種開発研究を推進します。
- イカナゴやヒラメなどの沿岸漁業資源、アワビやウニなどの重要磯根資源の実態把握や資源増大に向けた技術開発・指導を実施します。
- 水産加工業再開への技術的支援として、加工原料の品質・鮮度保持、衛生管理などについての技術指導、新技術の開発や情報提供を実施します。
- 内水面の重要魚種であるアユの資源調査を実施します。また、高成長系ギンザケや全雌三倍体イワナ種苗などの安定生産技術の開発研究を実施します。

発展期 3 年間 H30~H32 (年度)

○方向性

- 国や大学などとの連携を強化するとともに、調査・研究体制の充実を図り、より収益性の高い漁業生産に向けて各種試験研究を推進します。
- 種苗生産体制の充実を図り、安定的な種苗生産・供給体制を確立します。
- 養殖水産物の安定生産を図るため、品質安定・向上に関する研究を推進するほか、新たな養殖手法の開発や漁場環境の安全性に関する研究を推進します。
- 沿岸漁業の重要魚種や磯根資源の安定生産を図るため、水産資源の維持増大に向けた調査研究を推進し、管理型漁業の実現に努めます。
- 水産加工業の振興を図るため、付加価値の向上や新製品開発に向けた研究に取り組むほか、生産の効率化や衛生管理に必要な技術相談・指導を強化します。
- 内水面漁業振興のため、養殖種苗の安定生産技術の実用化を推進します。

○取組内容

- 水産技術総合センター養殖生産部種苗生産施設によるアワビ、アカガイなどの種苗生産体制を強化します。
- 国や大学などと連携し、漁場生産性の向上のための調査研究や付加価値向上に資する技術開発を促進します。
- 養殖水産物の品質向上、生産の安定化を図るため、養殖技術の改良、漁場特性に応じた適正養殖規模などの調査・研究を促進します。
- 藻類や貝類の新たな養殖種目の開発を行い、養殖試験や製品化試験など実用化に向けた研究に取り組みます。
- 資源管理型漁業や効率的な漁業生産を確立するため、沿岸漁業重要種の資源調査、評価・解析と併せ、漁業者等への技術移転や指導を強化します。

- 水産加工業の安定経営と消費拡大を図るため、生産の効率化や新商品開発などの研究や技術的支援を強化します。
- 内水面漁業振興のため、全雌三倍体イワナ、高成長系ギンザケやサクラマス生産・養殖技術の実用化に取り組みます。

(8) 原子力発電所事故による影響への対応

①被災状況と現況

- 福島第一原子力発電所の事故に起因し、高濃度汚染水が海洋に流出したことから、海洋環境における放射能の状況や水産物の安全性に与える影響などが懸念されています。事故の復旧作業は一定程度進捗しているものの、施設の不具合や汚染水の漏洩が度々発生するなど、事故の沈静化と恒久的な対策にはまだ長期間を要することが考えられます。
- 一方、放射性物質に対する消費者の関心は依然として高く、特に福島県に隣接している本県の対応にも関心が寄せられていることから、他の地域にも増して厳格な対応と取組が求められています。
- 水産物については、福島第一原子力発電所の周辺海域で断続的に規制値を超える値が検出されてきました。宮城県においても、一部の魚種において出荷制限がかかりました。放射性物質濃度の値は減少傾向にありますが、県産水産物の安全性と信頼性確保のため、長期的に継続した監視体制を維持し、今後の動向を注視していく必要があります。

②これまでの実績と課題

復旧期3年間 H23～H25（年度）

○実績

- 県内の各魚市場に放射能簡易検査機器を導入し水揚げされた水産物の検査を実施したほか、本県沖合海面を7つの海域に区分し、本県の主要水産物について県の水産試験研究機関などにおいて定期的に精密検査を実施し、水産物の安全性確保に努めました。
- 平成24年4月から一般食品に含まれる放射性セシウムの基準値がそれまでの500ベクレル/kgから100ベクレル/kgに改正され、これに適切に対応するため漁業団体、流通・加工団体など水産関係団体が一堂に会する「宮城県水産物放射能対策連絡会議」を設立し、基準値を超える水産物を流通させない万全な体制を構築しました。
- 検査結果を市場関係者に情報提供するなど情報発信に努め、県産水産物の安全性を県内外にアピールしました。
- 出荷自粛や風評被害による損害対策として市町や関係団体と連携し、円滑な賠償に関する情報を収集・提供しました。また、損害が生じた場合には賠償が円滑に進むよう支援しました。

- 内水面においても安全な水産物の流通と風評被害の軽減を目的として、天然魚と養殖魚の放射性物質濃度を定期的に測定しました。
- 検査結果をとりまとめ、速やかに公表するとともに、交通広告や新聞紙面、特設ウェブサイトによるPR活動、検査体制に関する出前講座を実施し、信頼回復と消費回復を図り、風評被害の解消に努めました。

○課題など

- 水産物の安全性確保のため、県産水産物の検査を継続して行うことが必要となっています。併せて、検査結果の迅速かつ分かりやすい広報に努めることが必要です。
- 検査体制の充実を図るとともに、「宮城県水産物放射能対策連絡会議」など関係機関の連携を一層密にし、県産水産物の信頼性確保を図ることが必要となっています。
- 福島第一原子力発電所からの放射性物質を含む水（汚染水）の海洋への流出など、対策の不備が懸念されているため、万全な対策を講ずるよう国や東京電力（株）などに強く働きかけることが必要です。
- 東京電力（株）に対して、出荷制限指示などによる損害賠償と風評被害に係る損害賠償の請求が円滑に行われるよう支援していくことが必要です。
- 風評被害が完全には解消されていないことから、消費者向けに県産品のPRを継続し、信頼回復・消費拡大を一層図ることが必要となっています。

③対応の方向

再生期及び発展期7年間 H26～H32（年度）

○方向性

- 本県水産物の放射性物質濃度を的確に把握し、安全・安心の確保に努めます。
- これまでに整備してきた情報連絡体制を維持し、検査結果の速やかな公表に努めます。
- 出荷自粛や風評被害による損害については、市町や関係団体と連携しながら、賠償請求が円滑に進むよう積極的に支援します。
- 風評被害対策のため、県産品のPR活動を強化します。

○取組内容

- 放射性物質の影響は長期にわたることが予想されることから、継続して本県産水産物の放射性物質濃度を計画的かつきめ細かに検査し、実態を的確に把握します。また、検査結果の速やかな公表に努めます。
- 「宮城県水産物放射能対策連絡会議」などこれまでに整備してきた情報連絡体制を維

持するとともに、事故対策の進捗状況などの情報を的確に把握し、関係者との情報の共有を図ります。

- 出荷自粛や風評被害による損害については、市町や関係団体と連携しながら、賠償対策に係る情報を収集・提供します。また、賠償請求が円滑に進むよう国や東京電力（株）へ働きかけるなど、積極的に支援します。
- 風評被害対策のため、全国の消費者及び海外に対し、安全・安心な県産品のPR活動を強化し、県産水産物の信頼回復と一層の消費拡大を図ります。

Ⅶ 数値目標

本計画における数値目標は、統計データが確認できる項目について設定しました。

なお、目標値は、「宮城県震災復興計画」及び「宮城の将来ビジョン」による目標数値と同一としています。

■ 基本的な考え方

本県水産業の復旧を当初目標として掲げていることから、各種施策展開により、再生期の最終年である平成29年度までに、震災前の平成22年度の実績値に近づけることを目標値として設定しました。

1 漁業生産額

本県の水産業が将来にわたって安全で良質な水産物を安定的に供給し、地域社会に貢献する活力ある産業として発展するため、各種施策を展開しています。講じた施策の効果を把握するために、確実に入手可能で、わかりやすいデータとして漁業生産額を目標指標として設定しました。

【漁業生産額】

(単位：億円)

区 分	平成21年 (実績)	平成22年 (実績)	平成23年 (実績)	平成24年 (実績)	平成29年 目標値
海面漁業	533	524	385	392	524
海面養殖業	258	253	53	107	253
合 計	791	777	438	499	777

2 主要5漁港の水揚げ金額

今後、重点的に行う水産行政施策の効果を適切に把握する指標として、本県で実施している水産統計から県内の主要5漁港の各魚市場の合計水揚げ金額を目標指標としました。

【主要5漁港（気仙沼・志津川・石巻・女川・塩釜）水揚げ金額】

(単位：億円)

区 分	平成21年 (実績)	平成22年 (実績)	平成23年 (実績)	平成24年 (実績)	平成29年 目標値
金額	632	602	255	437	602

※ なお、主要5漁港における水揚げ金額は、県内水揚げ金額の約90%（平成20年実績）を占めています。

3 水産加工品出荷額

水産加工品は、本県の食料品出荷額のうち約半数を占めており、基幹産業の一つとして位置付けられています。

沿岸地域にとって水産加工業は特に重要であることから、復興に向けて、震災前のレベルにまで回復することを目標として掲げました。

【水産加工品出荷額】

(単位:億円)

区 分	平成21年 (実績)	平成22年 (実績)	平成23年 (実績)	平成24年 (実績)	平成29年 目標値
金額	2,754	2,582	1,227	1,400	2,582

4 沿岸漁業新規就業者数

水産物を持続的かつ安定的に供給していくためには、漁業後継者の確保と育成が必要であることから、「沿岸漁業における新規就業者数」を目標指標として設定しました。

目標値は、平成22年度を除く平成19年から平成24年度まで5ケ年のうち最大値及び最小値を除いた3ケ年の値を平均し、年間25人と設定しました。

なお、平成24年度は国の漁業復興担い手確保支援事業などにより、一時的に新規就業者が増加したと考えられます。

【沿岸漁業新規就業者数】

(単位:人)

区 分	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成29年度 目標値
人数	17	ND	26	77	25

Ⅷ 参考資料

(1) 本県水産業の被害状況について 【平成25年4月現在】

① 漁船被害

船舶区分	隻数	被害額
船外機船	9,533 隻	9,533,000 千円
動力船 5 トン未満船	1,892 隻	47,300,000 千円
5～10 トン未満船	396 隻	25,740,000 千円
10～15 トン未満船	97 隻	9,215,000 千円
15～20 トン未満船	87 隻	10,440,000 千円
20 トン以上	18 隻	10,700,000 千円
計	12,023 隻	112,928,000 千円

※ 被害隻数はＪＦみやぎ各支所からの聞き取り結果

1 隻当たりの船価は、建造申請書の見積価格から次のように設定

- ・船外機船 100 万円 ・5 トン未満船 2,500 万円 ・5～10 トン未満船 6,500 万円,
- ・10～15 トン未満船 9,500 万円 ・15～20 トン未満船 12,000 万円

② 漁港施設被害

213 箇所 被害額 438,579,534 千円

③ 水産施設被害

577 箇所 被害額 48,168,575 千円

イ 共同利用施設（カキ処理場、荷捌き所など 構造改善施設）

476 施設 被害額 24,244,742 千円

ロ 流通・加工施設（魚市場荷捌き施設、冷凍冷蔵施設など）

85 施設 被害額 22,996,564 千円

ハ 内水面施設（サケマス増殖場、内水面養魚場）

16 施設 被害額 927,269 千円

ニ 水産加工場、冷凍冷蔵庫 ※被害額合計に含めない

680 施設 被害額 192,400,000 千円

④ 養殖施設被害

67,158 箇所 被害額 28,167,976 千円

イ 養殖施設

67,144 施設 被害額 26,898,266 千円

養殖種類	施設数	被害額
のり	25,275 施設	3,492,927 千円
わかめ	19,181 施設	3,058,507 千円
こんぶ	1,367 施設	85,135 千円
わかめ・こんぶ兼用	235 施設	61,828 千円
かき	11,892 施設	11,541,836 千円
ほたてがい	6,212 施設	5,366,546 千円
ぎんざけ	280 施設	1,277,189 千円
にじます	3 施設	13,588 千円
さくらます	2 施設	9,175 千円
くろそい	2 施設	2,052 千円
ほや	2,687 施設	1,983,434 千円
えむし	8 施設	6,0 千円
計	67,144 施設	26,898,266 千円

※ 水族被害は除く

□ 増殖場

14 施設 被害額 1,269,710 千円

⑤ 漁業用資材被害

1,609 箇所 被害額 19,290,770 千円

イ 定置網 831 ケ統 被害額 10,316,268 千円

定置網	施設数（ケ統数）	被害額
小型定置	790 ケ統	7,900,000 千円
大型定置	41 ケ統	2,416,268 千円
計	831 ケ統	10,316,268 千円

※ 施設数（ケ統数）は平成20年9月の漁業権一斉更新時の数字。
金額については、大型定置は免許申請時の施設費用の積み上げ。小型定置は
1ケ統当たり1千万円として試算。

□ 養殖用資材 741 台 被害額 8,674,525 千円

のり自動乾燥機 130 台 7,590,000 千円

わかめボイル釜 611 台 1,084,525 千円

ハ 漁協在庫品（燃油，資材など）37箇所 被害額 299,977千円

種類	箇所	被害額
燃油など	29箇所	50,701千円
資材など	36箇所	171,888千円
水産製品など	2箇所	77,388千円
計	37箇所	299,977千円

⑥ 水産動物など被害

イ 水産動植物

被害数量 99,045ト 被害額 33,247,790千円

養殖種類	トン数	被害額
のり	10,581ト	2,060,000千円
わかめ	13,988ト	2,120,000千円
こんぶ	1,621ト	180,000千円
かき	10,870ト	13,390,000千円
ほたてがい	25,301ト	6,910,000千円
ほや	23,780ト	2,800,000千円
ぎんざけ	12,804ト	5,640,000千円
こい, ぎんざけ稚魚など	100ト	147,790千円
計	99,045ト	33,247,790千円

□ 冷凍水産物 ※被害額合計に含めない

6.8万ト 被害額 47,600,000千円

※ 破損した冷凍庫内に保管してあった冷凍水産物 平均単価700円/kg

⑦ 県施設被害

6施設, 6隻 9,208,551千円

※ 6施設：水産技術総合センター，気仙沼試験場，水産加工開発部，養殖生産部，漁業無線局，取締船待機所

水産業の被害額合計	689,591,196千円（県施設除く 680,382,645千円）
-----------	------------------------------------

※ 水産業関連被害額合計は，水産加工場，冷凍冷蔵庫などの施設被害及び在庫の加工品や冷凍水産物の被害額は含まない。

(2) 宮城県産業振興審議会委員名簿

(敬称略 H26.6.6現在)

氏 名	所 属 等	摘 要
うち だ たつ お 内 田 龍 男	仙台高等専門学校長	会長
しら はた よう いち 白 幡 洋 一	公益財団法人みやぎ産業振興機構参与兼プロジェクトマネージャー	副会長
い とう ふさ お 伊 藤 房 雄	東北大学大学院農学研究科教授	農業部会長
い とう けい こ 伊 藤 恵 子	株式会社はなやか代表取締役	農業部会
い とう ひで お 伊 藤 秀 雄	有限会社伊豆沼農産代表取締役	農業部会
さい とう みど り 斉 藤 緑 里	「MIDORI なヤサイ」代表	農業部会
しろ とり まさ ふみ 白 鳥 正 文	有限会社川口グリーンセンター代表取締役	農業部会
ぬま くら ゆう こ 沼 倉 優 子	みやぎ生活協同組合前副理事長	農業部会
さ とう み の る 佐 藤 實	東北大学大学院農学研究科教授	水産林業部会長
あお き ひろ こ 青 木 宏 子	大崎森林組合前婦人部代表	水産林業部会
おか た しゅう じ 岡 田 秀 二	岩手大学農学部教授	水産林業部会
さい とう まゆみ 斎 藤 まゆみ	有限会社まるきた商店代表取締役	水産林業部会
さ さ き よし ひろ 佐々木 好 博	宮城県林業研究会連絡協議会長	水産林業部会
す のう くに お 須 能 邦 雄	石巻魚市場株式会社代表取締役社長	水産林業部会
ほつきりかわ かず お 堀切川 一 男	東北大学大学院工学研究科教授	商工業部会長
おおしだ のり あき 大志田 典 明	ブレイントラストアンドカンパニー株式会社代表取締役社長	商工業部会
たちばな ま き こ 橋 真紀子	有限会社岩沼屋ホテル専務取締役	商工業部会
なり た ゆ か り 成 田 由加里	成田由加里公認会計士事務所代表	商工業部会
はた なか とく み 畑 中 得 貴	キョーユー株式会社代表取締役社長	商工業部会
ひら が 賀 ノ ブ 平 賀 ノブ	有限会社ひらが代表取締役 仙台商工会議所女性会会長	商工業部会

(3) みやぎ海とさかなの県民条例

宮城県条例第48号(平成15年3月20日公布)

「みやぎ海とさかなの県民条例」

宮城の海は、世界有数の三陸沖漁場の南方に広がり、金華山の沖合には季節ごとに行き交う黒潮、親潮が豊富な海の幸を運んでくる。古来から沿岸で暮らしてきた私たちの先人は、厳しい自然の中で幾多の困難を乗り越え、沿岸から遠洋まで豊穡の海を拓き、その恵みを授かってきた。

海洋生物資源を活用する漁業は、湖沼、河川の恵まれた水域を持つ内陸での営みとあわせ、貴重な食料として多様な水産物を供給し、地域社会を支える水産業として発展してきた。

また、水産業は豊かな食と生活を実現しながら、固有の風土や文化も育んでおり、今や本県は、全国屈指の水産県として国民への水産物の安定供給に大きく貢献している。

一方、自然との共生の中で守られてきた漁村や海浜、河川流域などの自然環境は、生産の場としてだけでなく訪れた人々を癒す貴重な空間として、大変重要な役割を果たしている。

しかし近年、水産業を取り巻く環境は厳しく、漁場環境の悪化、漁業生産量の減少、漁業就業者の減少、輸入水産物との競合などにより、その将来に不安が生じている。

地球人口の増加による食料危機も危惧され、食料としての水産物確保のために、国際的な協調のもと、持続的な生産体制の確立を図っていく必要がある。さらに、県民の健全な食生活を実現するため情報化社会に対応した生産、加工、流通、販売体制の整備も求められており、生産から消費に至る透明性の確保が必要となっている。

私たちは、水産業が果たすべき役割と豊かな自然環境を次代に引き継ぎ、健康で潤いのある県民生活を築き上げなければならない。

ここに、県、県民、水産業者等が互いに連携しながら、それぞれの責務と役割において、本県の水産業の振興に努めることを宣言し、その方策を明らかにするためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、水産業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び県民生活の安定向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 水産業 漁業、水産加工業及び水産流通業をいう。
- 2 水産業者等 水産業者及び水産業に関する団体をいう。

(基本理念)

第3条 水産業の振興は、水域環境の保全や水産資源の持続的な利用を図りながら、本県が国内の水産物の供給の拠点として、将来にわたって安全かつ良質な水産物を安定的に供給できるよう推進されなければならない。

2 水産業の振興は、水産業が地域社会を支え、その活性化に貢献する活力のある産業として発展するよう、地域の特性を生かした収益性の高い健全な経営の確立並びに組織及び後継者の育成を旨として推進されなければならない。

- 3 水産業の振興は、漁業地域が自然と共生し、多面的な機能を十分発揮する地域として発展するよう推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、水産業の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、水産業の振興に関する施策を推進するに当たっては、国と密接な連携を図るとともに、関係市町村及び水産業者等の協力を求めなければならない。
- 3 県は、水産業に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

(水産業者等の責務と役割)

第5条 水産業者等は、水産業及びこれに関する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 水産業者等は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施する水産業の振興に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 3 水産業者等は、他の産業、民間非営利活動団体等との連携を図り、地域の特性を活かし、広く県民等の食と生活の向上に資するため、産業振興の推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民は、県産の水産物に対する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上及び水域環境の保全に関し積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 水域において遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関する事業に携わる者は、航行等の秩序を守るとともに、漁業生産活動及び水域環境に影響を与えないよう努めるものとする。

(基本計画)

第7条 知事は、水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産業の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 水産業の振興に関する中長期的な目標
 - 2 水産業の振興に関する基本的な方針及び計画的に講ずべき施策
 - 3 前号に掲げるもののほか、水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、産業振興審議会条例(平成十二年宮城県条例第百九号)第一条第一項に規定する宮城県産業振興審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(水産業の振興に係る主要な方策)

第8条 県は、基本理念の実現に向けて、次に掲げる方策を実施するものとする。

- 1 安全で良質な水産物を安定的に供給するため、生産及び加工流通施設の整備等により品質の向上及び衛生管理の高度化を図るとともに、消費者への情報提供を促進すること。
 - 2 将来にわたって、水産物を持続的かつ安定的に利用するため、水産資源の適切な保存及び管理、水産動植物の増殖及び養殖の推進、水産動植物の生育環境の保全及び改善並びに秩序ある漁場の利用を図ること。
 - 3 健全かつ活力ある水産業を構築するため、技術の研究開発及び普及、効率的かつ安定的な経営体の育成・人材の育成及び確保・労働環境の整備、女性の参画、高齢者の活動の促進並びに水産業に関する団体の育成強化を図ること。
 - 4 競争力ある水産業を構築するため、多様化する消費者の需要に即した水産物の供給体制の整備、付加価値の高い製品の開発及び販売の促進並びに産業間連携による新たな事業の創出の促進等を図ること。
 - 5 水産業及び漁業地域が有する多面的な機能が発揮されるようにするため、景観及び漁業環境の保全に配慮した水産業の基盤整備及び快適で住みよい漁村環境の整備並びに都市と漁業地域の交流の促進を図ること。
- 2 県は、水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国に対して必要な施策の実施について働きかけるものとする。

(推進体制の整備)

第9条 県は、水産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な実施を、県、市町村、水産業者等及び県民が一体となって推進する体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、水産業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(議会への報告等)

第11条 知事は、毎年度、水産業の動向及び水産業の振興に関して講じた施策を議会に報告するとともに、県民に公表するものとする。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。